

教育委員会定例会事項書

令和2年5月21日(木)

9:30～ 三重県庁厚生棟2階大会議室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

- 議案第 5号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)について
- 議案第 6号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第 7号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第 8号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について
- 議案第 9号 三重県社会教育委員の委嘱について
- 議案第 10号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について
- 議案第 11号 財産の取得について
- 議案第 12号 財産の取得について
- 議案第 13号 財産の取得について
- 議案第 14号 令和2年度三重県一般会計補正予算(第4号)について

4 報 告 題

- 報告 1 令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
- 報告 2 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について

5 閉 会 宣 言

報告 1

令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年5月21日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について

1 日時

令和2年4月23日(木)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による会議とした。

4月21日(火)に全委員に資料を送付し、4月23日(木)17時までに委員からの意見を書面によりいただくこととした。

2 会長・副会長の選出

会長…鶴原 清志 委員(三重大学教育学部長)

副会長…小林 まり子 委員(津市立修成小学校長)

※全委員から、会長、副会長の承認を得た。

3 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について諮問【資料1】

- ・教科用図書採択地区協議会規約例
- ・教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・令和3年度使用教科用図書選定に関する参考資料

4 事務局から送付した資料の主な内容

(1) 教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書の採択の仕組みの概要
- ・教科用図書採択制度や教科用図書選定審議会の法的役割は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令等に基づくものであること
- ・教科用図書選定審議会は、毎年度、同施行令で定める期間、県に置かれること。県教育委員会が市町教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないこと
- ・本年度は、令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択の年であり、県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこと

(2) 中学校学習指導要領の改訂について

- ・新しい中学校学習指導要領の概要

5 審議

(1) 教科用図書採択地区協議会規約例(案)について

(2) 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準(案)について

(3) 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目(案)について

(4) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について

※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<審議の概要>

○審議の結果、審議(1)～(4)について、原案が承認された。審議(3)については、下記の意見を反映させて修正し、会長の承認を得た。【資料2～4】

【意見】審議(3)の「2 使用上の便宜」について(4)として「特別な配慮を必要とする生徒等への配慮」を加えてはどうか。

理由：「(3) 造本上の特徴、編集上の工夫等」に含まれると思われるが、生徒の教科書に対するアクセシビリティを高める工夫がなされているかという視点で、調査実施項目に明文化しておく必要があるのではないか。

(回答)「2 使用上の便宜」(3)に明記した方がわかりやすいということで、「(3) 造本上の特徴、特別な配慮を必要とする生徒への配慮、編集上の工夫等」と追記した。

6 その他

令和2年6月中旬頃までに、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

教委第05-8号
令和2年4月23日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について

(理由)

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町等の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 中学校で使用する教科用図書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和3年度使用教科用図書選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

教科用図書採択地区協議会規約例

〇〇採択地区協議会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

（組織）

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員
それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

[備 考]

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること。保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

令和3年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第64号）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和3年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目

- 1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫
 - （1）各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
 - （2）言語能力の育成を図るための工夫
 - （3）情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習活動の充実を図るための工夫
 - （4）学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
 - （5）各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
 - （6）生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
 - （7）他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

- 2 使用上の便宜
 - （1）内容別配当の分量
 - （2）教材・資料等の分量
 - （3）造本上の特徴、特別な配慮を必要とする生徒への配慮、編集上の工夫等

- 3 その他
各種目において調査を必要とする事項

報告 2

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 5 月 2 1 日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について

5月14日に、国において、三重県の緊急事態宣言の対象区域指定が解除されるとともに、特定警戒の愛知県及び岐阜県についても解除されました。

また、5月1日付けの文部科学省の「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」においても、分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校で教育を受けられるようにしていくことが重要との考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、県立学校における臨時休業を5月18日に解除したうえで学校を再開し、5月18日から29日までは分散登校を行い、オンライン授業と効果的に組み合わせ児童生徒を指導しています。6月1日からは通常授業を実施することとしています。

学校の再開にあたっては、マスクの着用や児童生徒が手を触れる箇所・共用の教材の消毒などの基本的な対策、20人以下での教室の使用や広い教室の活用、換気など教室での「三つの『密』」の回避、臨時の通学バスの増便など、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底するとともに、夏季休業の短縮により授業日数を確保するなど、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に取り組みます。

1 県立学校の教育活動再開

(1) 感染症対策の徹底

登校前の検温など家庭と連携した体調管理の指導、マスクの着用、多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒など、基本的な対策を徹底しています。

そのため、児童生徒や教職員が着用するマスク、手指を消毒するための消毒液、非接触型体温計などの感染防止対策に必要な物品を確保するとともに、多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察、授業や家庭学習に係る教材準備の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置しています。

また、教室の換気、実習室等広い教室の活用、分散登校時の普通教室の20人以下での使用など、教室における3つの密の回避を行っています。

このほかにも、登下校時の3つの密を回避し、児童生徒が安心して登校できるよう、近鉄主要駅や本数の少ない支線を利用する学校間の登下校時間帯の調整を行うとともに、こうした調整では対応できないバスや鉄道路線に、新たにバスを運行しています。特に、特別支援学校5校においては、乗車率が概ね50%以下で運行できるよう、スクールバスの増便を行っています。

(2) 学びの継続

臨時休業が長期にわたることから、夏季休業の期間を短縮するなど、各学校は4月と5月の家庭学習の状況をふまえて年間指導計画を見直し、計画的に学習活動を進めています。

休業期間中の児童生徒の学習状況、生活リズム、学習習慣を確認し、補充学習が必要な児童生徒には、負担も考慮しながら指導を行っています。高等学校においては、

可能な限り、広い教室の活用や、20人以下での教室の使用に努め、身体的距離を1～2メートル確保することとしています。

<分散登校期間中の留意事項>

① 県立高等学校

- ・ 分散登校期間前半は、ホームルーム、家庭学習の状況確認、課題提出、持ち帰りプリント配付、3年生の進路指導のための個別面談などを行い、後半は学校の実状に応じて、教科学習も一部実施する。
- ・ 進学や就職を控えた高校3年生、入学当初の1年生を優先し登校日を設定するなど工夫する。
- ・ 1日に登校するのは1つの学年とし、午前と午後のグループに分けたり、学級を2つのグループに分けて別の教室を使用したりする。
- ・ 学校滞在時間は、原則として1日3時間までとする。(1日を通して登校させる場合は、昼食時の感染予防を徹底する。)

② 県立特別支援学校

- ・ 児童生徒の学習状況の確認や健康状態の把握、学習や日常生活等に係る相談等を適切に行う観点から、登校日を設定し児童生徒が週に1回登校する。
- ・ 学部、学年、学級別に児童生徒を分散させるなど、児童生徒や学校の実態に応じて、登校の形態や時間を考慮のうえ実施する。
- ・ 特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が在籍することから、保護者の意向を踏まえ慎重に実施する。

(3) 児童生徒に寄り添った対応

休業が長期に渡っていることで、学習や進路、人間関係への不安を抱える児童生徒を、担任が中心となって養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、丁寧に見守るとともに、必要に応じて、個別面談、教育相談を実施しています。

感染予防のため登校を見合わせる意向が児童生徒や保護者から示された場合は、無理に出席を求めることなく丁寧に対応するとともに、欠席の場合には「出席停止」として取り扱っています。欠席した児童生徒には、学習課題の提供、オンラインや電話により、登校日の内容を伝えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、高校生等奨学給付金や高等学校等修学奨学金など、必要な情報を提供しています。

(4) 部活動について

引き続き5月31日まで休止とします。

(5) 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別等への対応

感染症に対する偏見や差別はあってはならないことであり、感染症についての適切な知識をもとに指導を行うとともに、確かな情報に基づき行動できるよう情報モラル教育を徹底しています。

また、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の書き込みについてのネットパトロールを強化しています。

(6) 就職アドバイザーの増員

今年度は高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、高校生の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員しています。

2 家庭における学びの支援

(1) 休業期間中及び学校再開後のオンライン教育の実施

臨時休業により、新学期に入ってから家庭学習期間が長引いていることから、児童生徒が家庭で授業を受講できるよう、5月の休校期間中及び学校再開後の分散登校時にオンライン教育を実施しています。

オンライン教育では、毎朝、ホームルームを実施し、生徒の状況把握や休業中の励まし、新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害や誹謗中傷は許されないことなどの指導を行うとともに、午前中2限のライブ授業を週に3～5日実施しています。

また、オンライン環境が十分でない生徒には、貸出用のノート型パソコンや接続機器の整備を行い、機器の準備ができるまでの間は、電話での確認やDVDの視聴、紙資料の郵送などにより対応しています。

(2) オンライン教育に係る動画コンテンツの配信

児童生徒が外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっている中で、このような機会だからこそ取り組める動画を5月1日から県ホームページに掲載し、配信しています。内容は、読書の大切さを伝える動画、児童生徒自身が自分で実際に調理する際に役立つ動画、体力を維持するとともにストレス低減につながる運動、楽しく豊かな気持ちを醸成する芸術に関する動画、個人への偏見や差別につながる行為や誹謗中傷を絶対に行わない人権感覚を高める動画などとなっています。

また、インターネット環境が整っていない児童生徒にも見てもらえるよう、県教育委員会ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータルサイト」及び教育総務課作成ホームページ「オンライン教育 児童・生徒用 ポータルサイト」に掲載している動画コンテンツを、三重テレビでも放映しています。

3 市町教育委員会への支援

公立小中学校を所管する市町教育委員会に対して、各市町の対応の参考になるよう、県立学校の休業延長や学校再開に係る対応について通知し、丁寧に情報提供を行ってきました。

教育活動再開後、全ての市町の子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、市町の状況を把握し、各学校で教科等の指導計画を見直したり、感染症対策に配慮して授業を実施したりするうえで参考となる情報の提供や、補充的学習を実施する人材の配置など、必要な支援に取り組んでまいります。

また、学校ごとの学習進度が異なったり、子どもたちの定着状況が異なったりすることから、指導方法への助言や子どもたちへの補充学習を実施する際の必要な支援を行います。



議案第5号

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。

令和2年5月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和元年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況にかかる点検及び評価について

令和2年5月21日

令和元年度事業マネジメントシート（施策）

<教育委員会担当分>

2 2 1	(R元年) 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	1
2 2 2	(R元年) 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	7
2 2 3	(R元年) 健やかに生きていくための身体の育成	11
2 3 1	(R元年) 少子化対策を進めるための環境づくり	15
	※子ども・福祉部主担当施策	
2 2 1	(R2年) 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	19
2 2 2	(R2年) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	23
2 2 4	(R元年) 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	27
2 2 3	(R2年) 特別支援教育の推進	31
2 2 5	(R元年) 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	33
2 2 4	(R2年) 安全で安心な学びの場づくり	37
2 2 6	(R元年) 地域に開かれ信頼される学校づくり	41
2 2 5	(R2年) 地域との協働と信頼される学校づくり	45

<教育委員会担当分>

○防災対策部

1 1 1	(R元年) 災害から地域を守る人づくり	49
1 1 1	(R2年) 災害から地域を守る自助・共助の推進	53
1 1 2	(R元年) 防災・減災対策を進める体制づくり	57
1 1 2	(R2年) 防災・減災対策を進める体制づくり	65

○環境生活部

211	(R元年) 人権が尊重される社会づくり	69
211	(R2年) 人権が尊重される社会づくり	73
213	(R元年) 多文化共生社会づくり	75
213	(R2年) 多文化共生社会づくり	79
228	(R元年) 文化と生涯学習の振興	81
227	(R2年) 文化と生涯学習の振興	85

○子ども・福祉部

233	(R元年) 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	89
233	(R2年) 子育て支援と幼児教育・保育の充実	95

上記のうち、他部局主担当分については、教育委員会所管部分に下線を記しています。

1944

1. The first part of the report deals with the general situation of the country and the progress of the war. It is a very interesting and informative account of the events of the year.

2. The second part of the report deals with the economic situation of the country. It shows that the economy has been severely affected by the war, but that there has been a certain amount of recovery in some sectors.

Year	Production	Consumption	Exports	Imports
1943	100	100	10	10
1944	110	105	12	10

3. The third part of the report deals with the social situation of the country. It shows that the population has been severely affected by the war, but that there has been a certain amount of recovery in some sectors.

Year	Population	Unemployment	Wages	Prices
1943	100	10	100	100
1944	105	12	110	105

4. The fourth part of the report deals with the foreign relations of the country. It shows that the country has been severely affected by the war, but that there has been a certain amount of recovery in some sectors.

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら、主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるよう、指導方法および指導内容の工夫・改善や、学校・家庭・地域が一体となった取組が充実することにより、他者と協働しながら、社会を生き抜いていける、確かな学力と社会への参画力が育まれています。

令和元年度末での到達目標

学校における指導方法の工夫・改善や家庭・地域と連携した取組が進むことにより、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感し、意欲的に学んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	平成 31 年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査において、5 教科中 3 教科（小学校国語・算数、中学校数学）で平均正答率が全国平均を上回り、1 教科（英語）で全国平均と同値になりました。また、無解答率についても全教科で改善が図られました。あわせて、活動指標については、概ね目標を達成できたことをふまえ、全体として「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数 注1) (創 14)	0	2	4	10	5 (全教科)	0.60
		2	1	1	3	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	教科（小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学、中学校英語）の平均正答率において、全国平均を上回った教科数					
令和元年度目標値の考え方	全国学力・学習状況調査の本県平均正答率で、全教科（5 教科）で全国平均を上回ることを目標として設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22101 学力の育成（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合 注2)		小学校国語 83.5% 小学校算数 83.0% 中学校国語 77.0% 中学校数学 75.8%	小学校国語 85.0% 小学校算数 85.0% 中学校国語 78.0% 中学校数学 76.2%	小学校国語 86.5% 小学校算数 86.0% 中学校国語 79.0% 中学校数学 76.6%
22102 グローバル教育の推進（教育委員会）	海外留学（短期留学を含む）や海外研修等に参加した高校生の数		368人	460人	470人	480人	0.60
		350人	457人	476人	425人	287人	
22103 キャリア教育の推進（教育委員会）	地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合 (創14)		小学校 84.0% 中学校 65.5% 高等学校 100%	小学校 85.0% 中学校 67.0% 高等学校 100%	小学校 86.0% 中学校 68.5% 高等学校 100%	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%	小学校 1.00 中学校 1.00 高等学校 1.00
		小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 98.5%	小学校 88.4% 中学校 74.2% 高等学校 100%	小学校 90.4% 中学校 75.8% 高等学校 100%	小学校 89.6% 中学校 75.9% 高等学校 100%	小学校 95.1% 中学校 88.0% 高等学校 100%	

注1) 全国平均を上回った教科数：全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。

注2) 「授業内容を理解している子どもたちの割合」は、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、小学校国語・中学校国語の30年度実績値については、平成30年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の質問項目から削除され、数値が把握できないため「一」としています。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,144	3,374	3,115	2,985	3,304
概算人件費		130,324	129,104	123,989	123,028
(配置人員)		(14,281人)	(14,147人)	(13,902人)	(13,667人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

①平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果は、5教科中4教科（小学校国語・算数、中学校数学・英語）で全国平均正答率以上となり、また、無解答率についても全教科で改善が図られるなど、調査開始以来、最も良い結果となりました。一方、文章を正しく読み取ったり自分の考えを書いたりする力については、課題がみられました。

これまで、各学校において、授業改善や学習内容の理解と定着を図る取組が行われるよう、市町教育委員会と連携し、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック*等を活用して成果や課題を把握するとともに、子どもたちがどれだけできるようになったかを確認し、改善につなげる取組を進めてきました。市町教育委員会と連携した学校訪問では、学校の課題とそれに対応するための具体的な取組内容やスケジュールの確認、授業に対する指導助言、学校の課題に応じた資料の提供など、各学校への支援を行いました。校長のリーダーシップのもと、これらの取組を進め、授業改善や学習内容の理解と定着を図る取組が進められましたが、その取組が成果につながっていない学校もあります。今後、成果につながった取組事例を広げ、全ての学校において、効果的で持続性のある取組となるよう、支援を行う必要があります。

また、全小中学校に、課題に対する子どもたちの理解と定着状況を確認できるよう、「学-V i v a セット*」（6月、11月、2月）やワークシート集を研修会で提供（9月～12月）するとともに、全小中学校に配付（3月）しました。

文章を読み解く力、書く力の育成に向け、小学校6年間の学習内容のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう、指導のポイント、たしかめプリントで構成した指導資料「わかる・できる育成カリキュラム*（読む力・伝える力編）」を作成し、全小中学校に提供（10月）しました。（創14）

②児童生徒質問紙調査の結果からは、「授業の内容がよくわかる」、「最後まで解答を書こうと努力した」等の質問に肯定的な回答をしている子どもの割合が増加し、意欲的に学習しようとする子どもの割合が最も大きい状況にあります。一方で、平日の家庭学習の時間や自主的な読書の時間は全国平均を下回る状況が続いています。生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立するために、三重県PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組（年2回）を県内公立小中学校で実施するとともに、基本的な生活習慣の改善や、家庭学習の重要性について、各種イベント等で啓発しました。今後も引き続き、生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進する必要があります。（創14）

③少人数指導について、対象学年・教科や指導形態を指定した実践推進校107校において、考える力や説明する力、書く力を育成する場面での役割分担や習熟の違いに応じた課題設定等について実践研究を進め、検証を行いました。小学校国語、理科におけるTT*（ティーム・ティーチング）では、ペアやグループで話し合う前に2人の教員が話し合いのモデルを演じたり、個人で考えをまとめる際に子ども一人ひとりの状況に応じたヒントカードを提示したりするなどの取組で、より改善が確認されたことから、今後、TTでの指導形態の一つとして広めていきます。算数・数学の習熟度別指導*では、基礎コースは、一人ひとりの状況に応じて段階的な指導を徹底している取組が、発展コースは、自分の考えを算数・数学用語を用いて相手に分かりやすく伝える力の育成を図る取組が、より改善が確認されたことから、これらの取組を広げていきます。一方、算数・数学において、より早い学年から学習内容の定着に課題が見られることから、小学校中学年段階からの習熟度別少人数指導に取り組む必要があります。

また、小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、小学校84.7%、中学校85.9%で習熟度別指導を実施しました。

- ④小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和元年5月1日現在、小学校1年生では91.6%、2年生では91.4%の学級が30人以下となり、中学校1年生では94.8%の学級が35人以下となりました。また、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑤令和2年度から新学習指導要領が全面実施された小学校英語について、国の視学官を講師として招へいし、新学習指導要領の趣旨をふまえた指導方法や評価のあり方に係る研修会や公開授業を実施しました。また、実践研究を行うためモデル校を指定し、授業に対する指導助言や事後研修を行うとともに、授業で使用したワークシート等についてまとめ、小中学校等に普及しました。今後は、指導方法や学習評価に関する具体的な事例を提供するなど、引き続き、県全体で小中学校の外国語教育が適切に実施されるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑥高校生の留学を促進するため、留学を志す生徒への支援金の交付、留学フェアの開催および留学に係る情報提供に取り組みましたが、令和元年度は世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による海外研修等の中止に伴い、海外研修等に参加する高校生は減少しました。また、英語でディスカッションやディベートを行うなど実践的に英語を使用するセミナーを開催しました。さらに、将来グローバルに活躍できる力を育成するため、四日市工業高校ものづくり創造専攻科の生徒11人および本科の生徒6人が、それぞれベトナムとフィリピンの県内企業の工場で海外インターンシップに取り組みました。生徒たちは、経営者や管理者の視点で企業の海外進出についての考えを深めるとともに、普段からグローバルな視点、広い視野をもって物事を考える重要性を認識することができました。今後も、生徒に国際的な感覚と広い視野を身に付けられるよう、世界を視野に入れて活躍できる人材の育成を一層推進していく必要があります。
- ⑦キャリア教育については、地域等の人材を招へいた授業の実施を推進し、児童生徒が地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出に取り組むとともに、職場定着サポーターを県立高等学校35校に配置し、求人開拓、進路相談等の就職支援や、新規高校卒業者の職場定着支援を行いました。また、外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーおよび企業見学会を実施するとともに、外国人キャリアサポーターを任用し、求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。こうした取組により、本県における平成30年3月新規高等学校卒業就職者の卒業後1年以内の離職率は13.3%と、前年度を1.7ポイント下回りました。今後も、児童生徒が将来地域社会で活躍できるよう、キャリア教育や就職支援、職場定着支援の取組を一層推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、高等学校・特別支援学校高等部の卒業予定者に対する求人数が大きく減少することが予想されることから、労働局等の関係団体と連携して卒業予定者の採用枠と応募機会を維持できるよう取り組む必要があります。

（創14）

- ・県民指標については、目標には到達できませんでしたが、調査開始以来最も良い結果となりました。今後も引き続き、学習意欲を高める授業改善の取組や子ども一人ひとりの課題に応じた指導を定着させ、継続的に学力向上の取組を進めていく必要があります。
- ・平成28年度から、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動セカンドステージ」に取り組んできました。全国学力・学習状況調査の結果について、平成28年度は小中学校合わせた8教科中3教科で全国の平均正答率以上となりましたが、29、30年度は、全国の平均正答率を上回ったのは1教科にとどまりました。これまでの取組において、子どもたちの学習内容の理解・定着状況の確認が十分ではなかったことから、みえスタディ・チェック等さまざまなツールを提供するとともに、学校訪問等や、教育支援事務所によるオーダーメイドの支援、効果的な少人数指導の実践研究および検証等の取組を通して各学校の理解と定着状況を確認しながら改善を図るよう進めてきました。これらの取組により、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導が進められ、平成31年度（令和元年度）は、5教科中4教科で全国平均以上となりました。今後、市町教育委員会と一層連携し、全ての学校における組織的、計画的で持続可能な学力向上の取組を進めます。
- ・留学の促進、海外における企業体験やインターンシップ等に取り組んだ結果、海外留学（短期留学を含む。）や海外研修等に参加する高校生の数は平成27年度の350人から30年度には425人と増加しました。また、実践的に英語を使用する環境を創出することで、英語力の向上に対する意欲を高めることができました。今後も、国内外における国際交流活動を推進し、グローバルな視野を持った人材を育成します。
- ・地域で活躍する職業人等による出前授業や、商工会議所等の経済団体、NPO法人、大学などの多様な主体と連携したキャリア教育の推進に取り組んだ結果、活動指標を達成することができました。また、新規高等学校卒業就職者の卒業後1年以内の職場定着状況（離職率）は、平成28年度の15.7%から30年度には13.3%と改善されました。社会が急速に変化し就労内容の多様化が進む中、地域と学校との連携をとおして、学習生活と社会のつながりを意識した教育を一層推進し、子どもたちが自らの生き方や働き方について考えを深めることで、新しい時代に求められる社会的・職業的自立に向けて基盤となる資質・能力を育てていく必要があります。また、外国人生徒の増加が予測される中、外国人生徒が勤労観、職業観を形成し、地域社会へ参画できる力を身につけられるようキャリア教育の充実を図ります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策221：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

1. The following information was obtained from a review of the records of the [redacted] and is being provided to you for your information. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

2. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

3. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

4. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

5. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

6. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization. The information is being provided to you in confidence and is not to be disseminated outside of your organization.

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが他者とのつながりや自然環境、郷土、社会との関わりの中で、命を大切に作る心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識、人間関係を築く力などの豊かな心を持った人として育つとともに、郷土を愛し、自信を持って語り、郷土三重を担う力を身につけています。

令和元年度末での到達目標

道徳教育や郷土教育等を充実することにより、子どもたちが、命を大切に作る心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識などの豊かな心を持つとともに、郷土についての理解を深め、郷土への愛着を深めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標をほぼ達成しており、活動指標においても目標を概ね達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 75.1%	小学生 76.5%	小学生 78.0%	小学生 79.5%	小学生 81.0%	小学生 0.99
		中学生 70.8%	中学生 72.2%	中学生 73.6%	中学生 75.0%	
	中学生 69.4%	小学生 75.5%	小学生 77.4%	小学生 83.4%	小学生 80.1%	中学生 0.99
		中学生 71.3%	中学生 73.2%	中学生 79.9%	中学生 74.9%	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合					
令和元年度目標値の考え方	小中学校とともに、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることとして、目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22201 道徳教育の推進（教育委員会）	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 94.1% 中学生 94.4% 小学生 94.5% 中学生 93.0%	小学生 94.5% 中学生 94.6% 小学生 92.8% 中学生 92.5%	小学生 94.7% 中学生 94.8% 小学生 95.5% 中学生 95.5%
22202 郷土教育の推進（教育委員会）	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 46.4% 中学生 35.0% 小学生 69.3% 中学生 61.0%	小学生 51.6% 中学生 40.0% 小学生 40.1% 中学生 31.6%	小学生 56.8% 中学生 45.0% 小学生 46.0% 中学生 38.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0% 小学生 52.5% 中学生 40.2%	小学生 0.85 中学生 0.80
22203 読書活動・文化芸術活動の推進（教育委員会）	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 62.3% 中学生 50.2% 小学生 62.4% 中学生 46.4%	小学生 63.5% 中学生 51.8% 小学生 61.8% 中学生 47.7%	小学生 64.7% 中学生 53.4% 小学生 64.4% 中学生 49.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0% 小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 0.97 中学生 0.83

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	28	15	11	11	13
概算人件費		55	55	54	54
（配置人員）		（6人）	（6人）	（6人）	（6人）

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①小中学校ともに教科化された道徳科について、子どもたちが、答えが一つではない課題に向き合い、物事を多面的・多角的にとらえ、自らの生き方の考えを深められるよう、「考え、議論する道徳」の指導方法や評価について、市町の指導主事や教員を対象とした研修を実施しました。あわせて、小中学校の教員にきめ細かな指導助言を行うため、2名の道徳教育アドバイザーを派遣するとともに、県の指導主事による学校の研修会等への訪問を増やしました。引き続き、道徳教育が県全体でより確実に推進されるよう取り組む必要があります。
- ②子どもたちが豊かな心を持ち、郷土を知り、郷土を愛し、三重県について誇りをもって語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化等に関する学習を進めるとともに、「中学生からの提案・発信」や「郷土三重を英語で発信！～ワン・ペーパー・コンテスト～」など、中学生が郷土の良さや郷土学習の取組、成果について発表し、交流を行う取組を進めました。今後、子どもたちが地域の一員として、身近な地域や社会の課題に関心を持つとともに、郷土三重を担う力を身につける取組を進める必要があります。

③子どもたちの読書習慣の定着のため、子どもたち同士で読書への関心を高めるビブリオバトル（書評合戦）を高校だけでなく、小中学校にも普及を図りました。また、学年に応じた読書活動が展開されるよう、取組方法等を示した資料や図書リストを作成し、県内全小学校へ配付しました。授業時間以外に読書をする子どもたちの割合が伸び悩んでいる状況にあることから、今後は3月に策定した「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携しながら、同世代の子ども同士で本を紹介し合い、読書経験を共有する機会やさまざまな図書にふれる読書機会の拡充を進め、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図る必要があります。

7月に開催された全国高等学校総合文化祭（佐賀大会）へ生徒を派遣し、作品の出展等を支援しました。また、11月に開催された近畿高等学校総合文化祭（京都大会）へ生徒を派遣し、作品の出展等を支援するとともに、みえ高文祭の開催を支援しました。今後も、文化部生徒の技術力、創造力を高め、他校の生徒との交流により、さらなる芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

- ・「県民指標」について、令和元年度は目標値をわずかに下回りました。子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけられるよう、子どもたちの自己肯定感を高めるための取組を一層進める必要があります。
- ・各学校における「考え、議論する道徳」の授業づくりが進むよう、道徳教育推進会議等を開催するとともに、道徳教育アドバイザーを学校に派遣し、模擬授業や公開授業を実施しました。これらの取組により、道徳教育アドバイザーを派遣した学校をはじめ、子どもたちが考えを出し合い議論する授業づくりが進んでいます。さらなる改善に向けて取り組む必要があります。今後も、教員一人ひとりの指導力を高め、答えが一つではない道徳的な問題を「考え、議論する」授業づくりに向けて、市町教育委員会と連携しながら取り組んでいく必要があります。
- ・子どもたちの読書への関心を高めるビブリオバトルや、読書の楽しさや大切さを伝える子ども司書の育成に取り組んだ結果、小・中学校において児童生徒が互いに本を紹介する取組や、読書に興味関心が高い児童生徒をリーダーとして読書の素晴らしさや大切さを伝える取組など、同世代のつながりを生かした活動が広がりつつあります。子どもたちが生涯にわたり進んで読書を楽しむきっかけをつくることのできるよう、今後も「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発を行っていく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策221：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけるとともに、体を動かすことが好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。

令和元年度末での到達目標

自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけ、目標を持って運動部活動に意欲的に取り組んだり、健康で充実した生活を送るための必要な知識と能力を身につけたりすること等により、子どもたちの体力が向上し、心身の健康が保持増進されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できなかったものの、活動指標の目標値はおおむね達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（創14）	48.5	49.0 48.7	49.5 48.8	50.0 51.3	51.0 49.2	0.96
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較（小学5年生男女および中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数）					
令和元年度目標値の考え方	子どもたちの体力・運動能力は、全国調査では平均を下回ることから、全国平均を超えることを目標として設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
22301 体力の向上と運動部活動の活性化（教育委員会）	1学校1運動*プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	77.0%	84.7% 100%	100%	100%	100%	1.00

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22302 健康教育 の推進（教育委 員会）	毎日、規則正しく 寝起きしている子どもたちの 割合	/	小学生 寝る 38.9%	小学生 寝る 40.2%	小学生 寝る 41.6%
小学生 起きる 60.4%	小学生 起きる 61.5%				小学生 起きる 62.7%	小学生 起きる 64.0%	
中学生 寝る 32.2%	中学生 寝る 33.4%				中学生 寝る 34.7%	中学生 寝る 36.0%	
中学生 起きる 57.0%	中学生 起きる 58.3%				中学生 起きる 59.6%	中学生 起きる 61.0%	
小学生 寝る 37.6%	小学生 寝る 36.7%				小学生 寝る 37.0%	小学生 寝る 39.3%	
小学生 起きる 59.3%	小学生 起きる 57.0%				小学生 起きる 58.6%	小学生 起きる 58.8%	
22303 食育の推 進（教育委員会）	朝食を毎日食 べている子どもた ちの割合	/	小学生 87.5%	小学生 88.5%	小学生 89.5%	小学生 90.5%	小学生 0.95 中学生 0.94
			中学生 85.0%	中学生 86.0%	中学生 87.0%	中学生 88.0%	
			小学生 86.5%	小学生 87.5%	小学生 86.9%	小学生 84.5%	
			中学生 84.0%	中学生 84.4%	中学生 83.8%	中学生 80.1%	
			小学生 86.5%	小学生 87.5%	小学生 86.9%	小学生 84.5%	
			中学生 84.0%	中学生 84.4%	中学生 83.8%	中学生 80.1%	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	397	413	527	860	477
概算人件費	/	274	347	232	162
(配置人員)	/	(30人)	(38人)	(26人)	(18人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①元気アップシートを基にした体力向上の取組を推進するため、指導主事が学校を訪問し、指導・助言を行ってきました。また、教員等を対象とした研修会を開催し、子どもたちが運動の楽しさや達成感を感じる授業の改善や、体力向上に向けたP.D.C.Aサイクルの取組につながる好事例の共有を図りました。令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点については、全国と同様に小学校・中学校男女ともに、昨年度の値を上回ることができませんでした。その原因としては、体育・保健体育の授業以外の運動時間の減少やテレビ、スマートフォン等による視聴時間の増加、朝食を食べない日もある児童の増加が挙げられます。体力向上にあたっては、学校の取組だけでなく、家庭や地域と連携を行いながら、令和元年度の調査結果を踏まえて改善に努めていく必要があります。

(創14)

②部活動については、改定した県ガイドラインに基づいて部活動を運営するよう、市町教育委員会や県立高等学校に通知するとともに、生徒や保護者の理解促進のため10月に県ガイドライン改訂版のリーフレットを配付しました。さらに取組状況について、確認を行いました。また、県立高等学校42校に46名、公立中学校5校に5名の運動部活動サポーターを派遣するとともに、県立高等学校5校に5名、公立中学校7市町23校に27名の運動部活動指導員の配置を支援し、部活動での指導体制の充実と教員の負担軽減に努めました。さらに、指導者としての資質および指導力の向上を図るため、部活動顧問を対象とした研修会を開催しました。今後、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組むとともに、部活動をどのように位置づけ、持続可能なものとしていくかについて、関係者と検討する場を設けます。

③健康教育については、「心の健康（メンタルヘルス）」、「歯と口の健康づくり」、「性に関する指導」の各課題について、学校の要望に応じて専門家を派遣し、児童生徒への講話や教職員への指導助言、事例検討を行うことで、各学校の課題解決に取り組みました。「歯と口の健康づくり」については、12歳児一人平均むし歯の本数が、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、むし歯予防のためのフッ化物洗口の推進に取り組んだ結果、平成30年度に比べて実施校が増加し、24校となりました。今後も学校における正しい歯みがき指導とフッ化物洗口の推進に取り組む必要があります。

④食に関する指導の全体計画・年間計画に基づき、学校全体で組織的に食育が推進されるよう、校内推進委員会等の設置を働きかけました。その結果、設置率が小中学校とも向上し、小学校で85.1%、中学校で86.8%となりました。また、子どもたちが参加する「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の応募数は過去最多(5,848件)となり、朝食に対する子どもたちの関心は高まってきています。今後は、すべての子どもたちが参加し、朝食摂取の大切さを理解し、望ましい食習慣を身につけられるよう取り組んでいく必要があります。また、平成30年度に作成した「異物混入防止等対応方針」を周知・徹底するとともに、令和元年度は「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」を作成しました。今後は、この事例集を活用し、学校給食における異物混入を防止する必要があります。

・「県民指標」については、小学校・中学校男女とも、体力合計点で全国平均を上回ることができず、平成30年度と比較して低下しました。一方で、中学2年生の男女は、3年前の小学校5年生の時と比べて、全国平均値との差を縮めていることや、小学校5年生女子は調査開始以来全国平均値との差が最も小さくなるなど、子どもたちの取組の成果もみられました。今後は、引き続き、体力向上のPDCAサイクルの確立に取り組むとともに、運動習慣や生活習慣を改善していく必要があります。

・元気アップシートに基づくPDCAサイクルの確立、元気アップコーディネーター*等による学校、市町教育委員会への訪問を行うことで、活動指標「1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合」は、平成28年度から継続して目標を達成することができました。県民指標「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」については、令和元年度には目標を達成できなかったものの、平成27年度の48.5から0.7上昇しました。平成30年度には小学校男子・中学校男女が全国平均値を上回るとともに、小学校・中学校の男女のすべてにおいて平成20年度からの調査開始以降、最高値を示しました。今後は、運動の楽しさを味わい、自発的な運動やスポーツの実践につながる授業への改善や、家庭・地域と連携した取組を進める必要があります。

・子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、「心の健康（メンタルヘルス）」、「歯と口の健康づくり」、「性に関する指導」を重点課題として健康教育の推進を図ってきました。また、子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることで、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組むとともに、学校給食における異物混入の発生を受けて、「異物混入防止等対応方針」、「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」を作成しました。今後も引きつづき、食に関する指導の充実と異物混入の防止を含む学校給食の衛生管理の徹底に努めていく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策221：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標達成できませんでしたが、活動指標の目標達成率の平均は93%であり、ほぼ目標を達成しているため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

625 県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合（創自）	53.4%	59.0% 52.1%	60.0% 52.2%	61.0% 51.5%	62.0% 51.2%	0.83
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
令和元年度目標値の考え方	スマイルプランの総合目標の設定根拠（平成25年度の実績値56.0%をもとに毎年1ポイントずつ上昇）に基づき設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		23101 少子化対策を進めるための機運醸成（子ども・福祉部）	みえ子どもスマイルネット*の月間平均アクセス数		28,000件	29,000件	30,000件
		27,776件	23,740件	28,854件	29,397件	32,509件	
23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり（子ども・福祉部）	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数		1,020店舗	1,680店舗	2,340店舗	3,000店舗	0.81
		419店舗	1,286店舗	1,485店舗	1,763店舗	2,422店舗	
	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率		62.5%	65.0%	69.1%	72.4%	0.93
		59.1%	62.5%	65.6%	73.0%	67.4%	
23103 ライフプラン教育の推進（子ども・福祉部）	ライフプラン教育を実施している市町の数（創1）		20市町	23市町	26市町	29市町	0.86
		19市町	22市町	25市町	25市町	25市町	
	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合（創1）		60.0%	75.0%	90.0%	100%	1.00
		58.6%	62.1%	69.0%	78.9%	100%	
23104 男性の育児参画の推進（子ども・福祉部）	「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業、団体数（累計）（創11）		120 企業・団体	180 企業・団体	240 企業・団体	300 企業・団体	1.00
		79 企業・団体	149 企業・団体	209 企業・団体	253 企業・団体	845 企業・団体	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	211	216	196	196	221
概算人件費		119	110	89	81
(配置人員)		(13人)	(12人)	(10人)	(9人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成 26 年度に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、これまでの取組の成果や課題、「少子化対策推進県民会議」のご意見等をふまえ、改定を行いました。また、さまざまな主体の参画を得ながら、各種イベントや講演会等による気運醸成、「みえ子どもスマイルネット」による情報発信等に取り組みました。これらの取組により「みえ子どもスマイルネット」の月間平均アクセス数は 32,509 件と過去最高になりました。しかし、県民の結婚や出産等について理想と現実ギャップが生じていることから、令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランを着実に実行し、引き続き、少子化対策に取り組んでいく必要があります。
- ②「家庭の小規模化」や「地域のつながりの希薄化」といった流れの中で、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加していることから、子育て家庭の支援に関心や意欲のある方や祖父母等を対象にした人材育成を行いました（子育て・子育てマイスター養成講座：38 人受講、孫育て講座：53 人受講）。社会全体で子育ての悩みや不安を軽減していく必要があることから、地域のさまざまな主体が子育て家庭を支えることができるよう、市町と連携した、ニーズに応じた人材の育成やスキルアップに向けた取組が求められています。
- ③企業や団体等のさまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して「子ども応援わくわくフェスタ」等の取組を進めました。また、子育て世帯を対象に、協賛店で提示すると割引やサービスなどの特典を受けられる「子育て家庭応援クーポン」（協賛店舗数 2,422 店舗）の推進にも取り組みました。さらに、県とイオンとの包括提携協定の一環として開始した「みえ 子育て WAON」の取組（利用金額の一部を県こども基金へ寄附）の周知を行い、財源の確保に努めました。加えて、民間企業との包括的連携協定により、アスト津に設置した個室可動型ナーシングルーム*の利用促進に努めました。引き続き、企業や団体等と連携し、子育て支援をはじめとするさまざまな活動を進めていく必要があります。
- ④三重県子ども条例の基本理念である「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」に取り組むとともに、子どもたちの意見をさまざまな施策に反映するため、「キッズ・モニター」によるアンケート調査を実施しました。また、子どもが夢を実現するために主体的に取り組む活動を支援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に取り組みました。引き続き、子ども条例にもとづくこれらの取組を継続し、子どもの主体的な取組を支援する必要があります。
- ⑤有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、三重県青少年健全育成条例に基づき、立入調査や青少年の使用する携帯電話のフィルタリングサービス利用率の向上に取り組みましたが、利用率が 73.0%（平成 30 年度）から 67.4%（令和元年度）へ減少しました。今後は、関係機関とより一層連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- ⑥中学生が、妊娠・出産等について正しい知識を習得できるよう「命の教育セミナー」（3 町）を実施しました。引き続き、小中学生が家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、ライフプラン教育に取り組む市町を支援するとともに、思春期ライフプランウェブコンテンツの周知などの情報提供に取り組む必要があります。

（創1）

⑦子どもたちが妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考えられるよう、県立学校を対象に講師を派遣して講演会を実施（16校、16回）するとともに、生徒が将来の家族の大切さについて認識を深められるよう、保育実習や講演会を実施しました（保育実習4校、講演会11校）。また、幼稚園および公立小中学校等の教員を対象に、家庭生活について考える講演会を実施しました。今後も関係団体等の協力を得て、各学校の取組を支援していく必要があります。（創1）

⑧高校生や大学生、若い世代では、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的情報等を習得する機会が少ないことから、大学や企業、医療関係機関等と連携し、家族の大切さや、妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けました。引き続き大学等と連携して、高校生や大学生、若い世代が自らのライフプランを考えるきっかけとなる普及啓発を進める必要があります。

⑨「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の子育てエピソード等を表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を実施（応募件数：599件）するなど、男性の育児参画の推進に取り組みました。また、男性育休の取得促進につながる働きやすい職場風土の醸成に向け、イクボス*の取組を進めている企業同士が互いに学び合う情報交換会を県内4個所で開催しました。あわせて、県内企業・団体が構成される「みえのイクボス同盟」への加入を広く経済団体等に呼び掛けたところ、賛同の輪が広がり、同盟加入数が日本一になる（736企業・団体）など、気運の醸成を図ることができました。引き続き、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう取り組んでいく必要があります。（創11）

・県民指標は目標を達成できなかったものの、活動指標である「みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数」や「みえの育児男子プロジェクトに参加した企業、団体数」については目標値を達成するとともに、「子育て家庭応援クーポン協賛店舗数」についても実績が大幅に増加するなど、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域づくりを進めることができました。引き続き、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進め、社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する気運醸成に一層取り組んでいく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策231：県民の皆さんと進める少子化対策

施策232：結婚・妊娠・出産の支援

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策221

子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合		小学生 81.6%				小学生 86.1%
		中学生 76.3%				中学生 80.5%
	小学生 80.1%					
	中学生 74.9%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）					
2年度目標値の考え方	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、令和5年度に現状値からおおむね5ポイント高めることを目標として、段階的に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び		小学生 101				小学生 104
		中学生 99				中学生 102
	小学生 100.2					
	中学生 98.3					
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合		小学校 100%				小学校 100%
		中学校 100%				中学校 100%
	小学校 96.6%					
	中学校 94.0%					

副指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	76.3%			
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合		小学生 64.3% 中学生 46.7%				小学生 65.7% 中学生 50.4%
	小学生 63.9% 中学生 45.5%					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,798	2,895			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度 of 取組方向 【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①臨時休業に伴い、各学校では年間指導計画を見直し、通常の年とは異なる状況で教育活動が進められます。このことにより学校ごとの学習進度が異なったり、子どもたちの定着状況が異なったりすることから、指導方法への助言や子どもたちへの補充学習を実施する際の必要な支援を行います。また、今後の各学校の取組状況に応じて、必要な時期にワークシートを提供したり、みえスタディ・チェック*を活用したりすることで、学習の課題の把握と改善を進めます。
- ②算数・数学において、より早い学年から学習内容の定着に課題が見られたり、習熟の違いが大きかったりすることから、子ども一人ひとりの学習における課題を把握し、きめ細かな指導が行えるよう、実践推進校の研究教科を算数・数学とし、対象学年を小学校第4、5学年、中学校第1、2学年に拡大し、取り組みます。
- ③「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力向上に取り組みます。
- ④子どもたちが、公共心、規範意識、自尊感情を高め、命を大切に作る心やよりよく生きようとする意欲と実践力を育むため、各学校において「考え、議論する道徳」の授業づくりが進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組むとともに、指導方法や評価方法などについて道徳教育アドバイザーによる指導・助言や研修会を実施します。
- ⑤子どもたちの基本的な生活習慣の確立や多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携を図りながら、むし歯予防やがん教育、性に関する教育、薬物乱用防止教育等の健康教育の取組を推進します。「歯と口の健康づくり」については、学校における正しい歯みがき指導を推進するとともに、フッ化物洗口実施校の増加に向け、市町教育委員会への訪問や教職員向け研修会の実施に、積極的に取り組みます。

- ⑥学校における食育の一層の推進を図るため、教職員を対象とした講習会を開催するとともに、「朝食メニューコンクール」の実施方法の工夫や内容の充実を図り、子どもたちが、朝食摂取の大切さを理解し、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、学校給食関係者等を対象とした講習会の開催・給食施設の実地調査を行うとともに、「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「異物混入防止等対応方針」「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」等の周知徹底を図ることで、食中毒の発生や異物混入、食物アレルギーによる事故の防止に取り組みます。
- ⑦県立学校における新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、やむを得ない事情で準備できなかった児童生徒や教職員が着用するマスク、手指を消毒するための消毒液、家庭で検温できなかった児童生徒の体温を学校で測るための非接触式体温計などの必要な物品を確保します。また、登下校時における「3つの密」を回避し、児童生徒が安心して登校できるよう、一定期間、高等学校において、登校時間の調整や始業時間の変更では対応できないバスや鉄道の路線に、新たにバスを運行します。
- ⑧体力向上・運動習慣の確立に資するよう、各学校における体育・保健体育年間指導計画の見直しについて指導・助言を行います。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は中止となりましたが、各学校が計画した令和2年度の体力向上のねらいを継続しつつ、体力を把握する方法を市町教育委員会と検討していきます。また、スポーツに対する多様な関り方を身に付け、オリンピック・パラリンピックへの興味・関心を高めるとともに、スポーツの価値や効果の再認識及び共生社会への理解につながるよう、オリンピック・パラリンピアンの方々からの体験談や実技体験を学校で実施します。
- ⑨生徒数の減少により、集団で行う部活動を維持することが難しくなっている一方で、競技経験がない種目を担当しているなど、部活動指導の負担軽減が求められていることから、持続可能な部活動に向けて関係者と検討します。
- ⑩子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、同世代の子ども同士で本を紹介しあう読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる読書機会の拡充等を進めます。
- ⑪生徒の豊かな感性や情操等を育むため、三重県高等学校文化連盟と連携して、各校における文化活動の充実を図るとともに、みえ高文祭や全国および近畿高等学校総合文化祭が開催される場合には、旅費や運送費の支援を行い、生徒の発表や交流を進めることで、文化芸術活動を推進します。
- ⑫中学校の文化部活動において、指導体制の充実および教員の負担軽減を図るため、専門的な指導や引率を行う部活動指導員を新たに配置します。また、高等学校の文化部活動において、主に実技指導を行う外部指導者を配置します。

* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合		65.3%				74.3%
	62.3%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合					
2年度目標値の考え方	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント（2.6ポイント/年）であること、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数		27校				56校
	23校					
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合		小学生 89.2% 中学生 87.5% 高校生 68.1%				小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%
	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%					

副指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
	「困難だと思う ことでも、前向き に考えて挑戦 している」と答 えた高校生の割 合	71.8%	73.0%			

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	987	2,936			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度 of 取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ① 社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育等に取り組みます。
- ② 生徒が地域課題や第一次産業・観光等の地域の特色ある産業を通じて、地域住民や職業人と関わりながら実社会での実践活動に取り組み、さまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働する力や自己と社会の関わりを深く考える力など、社会の変化に対応できる力を身につけられるよう、地域の高校において、地域を学び場とした「地域課題解決型」のキャリア教育を進めます。
- ③ 子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけるために、課題解決型のインターンシップや、上級学校の教員等による出前授業等、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。あわせて、関係団体等の協力を得て、ライフデザインに関する講演会等を県立高等学校で開催します。また、外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想され、リーマンショック時以上の対応が必要となることから、各学校における進路相談等の就職支援体制を充実させるため、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員し、生徒が希望する職種の求人開拓を進めるとともに、進路に不安を抱える生徒に対して相談や面接練習を実施します。また、三重労働局や関係部局と連携して、県内経済団体に対して新規卒業予定者の採用枠と応募機会の維持について要請するなど、高校生の進路実現が図られるよう取り組みます。
- ⑤ 将来、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していけるよう、留学や海外研修、国内における国際交流活動を促進するとともに、学校の枠を越えて、英語で議論する活動の充実を図ります。

- ⑥小学校においては、児童が主体的に英語を用いてコミュニケーションを図る力を向上させるため、指導方法や評価方法についての実践研究を行い、その成果を普及します。中学校においては、生徒が英語の4技能5領域（聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり・発表）、書くこと）の力を総合的に伸ばせるよう、多様な音声や例文が利用できる英語教材作成支援システムを導入し、授業改善を支援します。また、中学生が郷土三重の魅力を英語で発信する取組や、学校や地域の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習の取組を推進します。
- ⑦これからの時代に求められる創造的に課題を発見し解決する力を育むため、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合・教科横断的な課題解決型の学びを通して、論理的思考力や探究力を育成するSTEAM教育*の実践研究に取り組み、Society5.0*の時代を生き抜く人材を育成します。
- ⑧新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業中において、児童生徒が家庭で授業を受講することができるよう、オンライン教育を実施するための環境を整備し、学校から授業を配信するとともに、画面上で児童生徒と対話しながら学習の進捗状況や家庭での生活状況について把握し、学びの定着につなげます。また、通常授業となる際に、感染症への不安から登校できない児童生徒や自宅待機を要することとなる児童生徒がいたときには、授業を配信するなど在宅での学びを支援します。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

2. It is essential to ensure that all entries are supported by appropriate documentation and receipts.

3. The second section outlines the various methods used to collect and analyze financial data.

4. These methods include direct observation, interviews, and the use of specialized software tools.

5. The third part of the document provides a detailed overview of the data analysis process.

Method	Advantages	Disadvantages
Direct Observation	High accuracy, detailed data collection	Time-consuming, potential bias
Interviews	Flexibility, ability to explore complex issues	Subjective responses, recall bias
Software Tools	Efficiency, automation of data processing	Costly, limited flexibility

6. The final section discusses the challenges and limitations of the current research methods.

7. It highlights the need for further research to improve the reliability and validity of the data collection process.

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

令和元年度末での到達目標

子どもたちの自立と社会参画をめざして、一人ひとりのニーズに応じた早期からの一貫した支援が行われ、各発達段階で必要な能力や態度が養われることにより、子どもたちの進路希望が実現しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、活動指標において、ほぼ目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	100%	100%	100%	1.00

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所*を除く）
令和元年度目標値の考え方	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年 100%に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
22401 早期からの一貫した支援の推進（教育委員会）	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	59.2%	70.7%	80.9%	87.4%	97.7%	0.98

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22402 特別支援学校のキャリア教育の推進（教育委員会）	特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合（累計）	37.5%	50.0%	68.0%	88.0%
22403 特別支援学校の整備（教育委員会）	「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数（累計）	—	0校	2校	3校	3校	

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	1,655	3,975	3,157	1,191	1,132
概算人件費		10,723	11,143	11,131	11,180
（配置人員）		（1,175人）	（1,221人）	（1,248人）	（1,242人）

平成元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、市町教育委員会と連携した小中学校へのパーソナルカルテ（パーソナルファイル*）の活用（令和元年度7,272人）、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ（170件）を進めました。高等学校においては、発達障がい支援員3人による巡回相談（378回）を実施し、生徒および保護者との面談や教員の指導に関する助言等を実施しました。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。
- ②医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師（市町においては看護師）が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを作成・配布するとともに、スキルアップ研修会（2回）の実施や研修ビデオの活用を進めました。引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施する必要があります。
- ③特別支援学校にキャリア教育サポーター（4人）を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました（企業訪問数1,642回）。また、三重県ビルメンテナンス協会、企業、関係機関と連携した技能検定（清掃技能検定1回、看護・介助業務補助技能検定1回）を実施しました。これらの取組により、一般企業への就職を希望する特別支援学校生徒の就職率は、100%を維持しています。今後は、すべての特別支援学校で作成しているキャリア教育プログラムを活用し、より多くの生徒が自立した生活を送れるよう、就労支援に取り組む必要があります。
- ④特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修（4回）を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（10回）を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることから、引き続き、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図る必要があります。

⑤伊勢まなび高等学校において、令和元年度から通級による指導を開始し、専門家（大学教授等）の助言を受けながら、特別な支援を必要とする生徒に係る指導内容や評価等の研究を行いました。今後、高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、通級による指導の拡大を図る必要があります。

- ・県民指標については、作業学習や職場実習等の充実、技能検定の取組、職場開拓の取組等により、目標を達成できました。引き続き、就労先および職場実習先を選択・決定できるよう、職場開拓や関係機関との連携を進める必要があります。
- ・切れ目のない支援のため、パーソナルカルテ（パーソナルファイル）を活用し、支援情報の引継ぎを進めてきました。特別支援学級での活用人数は増加していますが、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どものパーソナルカルテ（パーソナルファイル）について、活用を働きかける必要があります（特別支援学級：平成28年度1,791人→令和元年度4,771人、通常の学級：平成28年度1,400人→令和元年度2,501人）。また、平成26年度末から、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを県内共通の方法で進めており、その有効性が浸透してきました。今後も、研修等の機会を通じて市町教育委員会および高等学校に対して好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組を進める必要があります。
- ・特別支援学校では、キャリア教育プログラムの作成・活用や職場実習等、計画的・組織的なキャリア教育を進めることによって、一般企業への就職を希望する特別支援学校高等部生徒の就職率は100%を維持しています。引き続き、進路希望の実現のため、生徒の「働きたい」という意欲を育て、「働く力」を高める学習内容の一層の充実を図るとともに、新たな就職先を開拓する必要があります。
- ・県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなる校）を平成29年4月に再編整備するとともに、東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備しました。また、平成30年4月に松阪あゆみ特別支援学校を新設しました。今後は、それぞれの地域の実情をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちの増加や個別のニーズへの対応について検討する必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策223：特別支援教育の推進

Page 10 of 10

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特別支援学校 高等部の一般 企業就職希望 者の就職率	100%	100%				100%
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率 (就労継続支援A型事業所*を除く)					
2年度目標値 の考え方	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
小中学校の通常 の学級において 個別の教育支援 計画および個別 の指導計画を作 成した学校の割 合		支援計画 小学校 100% 中学校 100% 指導計画 小学校 100% 中学校 100%				支援計画 100% 指導計画 100%
	支援計画 小学校 95.1% 中学校 94.8% 指導計画 小学校 95.7% 中学校 96.7%					

副指標	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数		870回			950回
	851回				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	994	1,172			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①就学前、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう「パーソナルファイル*」とともに個別の教育支援計画および個別の指導計画のさらなる活用を進め、切れ目ない支援を行う体制づくりに取り組めます。
- ②医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師、教員の連携・協力のもと医療的ケアを安全に実施します。また、高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、指導医・指導看護師が巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師の不安軽減を図り、安全で安心な医療的ケアの充実を図ります。
- ③特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、引き続き職場開拓および職場実習を進めるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。また、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとおした職域の拡大に取り組めます。
- ④小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、かがやき特別支援学校において県立子ども心身発達医療センターと連携した発達障がいに係る研修会等の取組を進めます。また、小・中・高等学校の通級指導担当教員等を対象にした研修講座を実施します。
- ⑤高等学校における通級による指導について、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図る指導を進めるとともに、伊勢まなび高等学校の取組に係る成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮のうえ、実施校の拡充について検討します。また、入院中の高校生に在籍校からの授業配信等を行うことで、学習保障に係る研究を進めます。
- ⑥特別支援学校における新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するため、マスクや手指の消毒液等を確保するとともに、登下校時における「3つの密」を回避するため、特別支援学校5校において乗車率が概ね50%以下で運行できるよう、スクールバスを増便します。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの危険予測・危険回避能力を育むとともに、信頼できる学校・学級づくりを進めることで、子どもたちがいじめや暴力行為を許さない心を身につけ、安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができている。

令和元年度末での到達目標

いじめや暴力行為、不登校に対して学校全体で解決に取り組む体制や、地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に向けた体制が整うとともに、子どもたち自身が安全への意識を高め、互いを認め合い、相手を思いやる心を身につけ、学校生活に安心を感じながら学ぶことができている。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	4つの活動指標のうち、交通安全マップの作製率は100%となりました。残りの3項目は現時点で不明ですが、県民指標である「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」も令和元年度の目標達成状況は0.97となったことから、これらを総合的に勘案し「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		93.0%	93.4%	94.2%	95.0%	0.97
	92.3%	92.7%	92.8%	92.7%	92.5%	

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	公立小学校5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合
令和元年度目標値の考え方	学校生活の安心感は現状においても、比較的高い状況ですが、子どもたちにとって特に重要な項目であることから、さらに上昇させることをめざし、95%にすることとして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22501 いじめや暴力のない学校づくり（教育委員会）	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合		94.0%	95.0%	97.0%
92.8%	91.4%			94.9%	96.7%	集計中	
22501 いじめや暴力のない学校づくり（教育委員会）	小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数		小学校 2.5件 中学校 7.4件 高等学校 2.6件	小学校 2.2件 中学校 7.2件 高等学校 2.4件	小学校 1.9件 中学校 7.0件 高等学校 2.2件	小学校 1.6件 中学校 6.8件 高等学校 2.0件	未確定
		小学校 4.4件 中学校 7.6件 高等学校 2.5件	小学校 3.7件 中学校 8.8件 高等学校 2.2件	小学校 3.4件 中学校 8.2件 高等学校 2.1件	小学校 8.4件 中学校 7.3件 高等学校 2.7件	集計中	
22502 子どもたちの安全・安心確保（教育委員会）	児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合		85.0%	90.0%	95.0%	100%	1.0
		82.9%	85.4%	95.0%	98.3%	100%	
22503 不登校児童生徒への支援（教育委員会）	小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数		小学校 4.5人 中学校 27.9人 高等学校 14.7人	小学校 4.3人 中学校 27.4人 高等学校 14.6人	小学校 4.1人 中学校 26.8人 高等学校 14.5人	小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人	未確定
		小学校 4.6人 中学校 29.7人 高等学校 14.9人	小学校 5.7人 中学校 30.5人 高等学校 14.2人	小学校 6.0人 中学校 32.5人 高等学校 14.1人	小学校 7.1人 中学校 34.8人 高等学校 17.7人	集計中	

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	544	487	659	735	785
概算人件費		173	173	169	171
（配置人員）		（19人）	（19人）	（19人）	（19人）

- ①「三重県いじめ防止条例」(以下、条例)をふまえ、社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、いじめの防止に向け各事業者や団体が主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーター(以下、サポーター)の登録(457事業所・団体・個人)を進めました。4月と11月のいじめ防止強化月間中には、いじめの防止に向けた啓発活動等を実施し、11月に開催した三重県いじめ防止サミットには、小学校、中学校、高等学校の児童生徒およびいじめ防止応援サポーター、保護者、教職員等が参加(約200人)し、いじめの現状や課題について学ぶとともに、世代を越えていじめの問題について議論し、考える機会となりました。また、現在のいじめの当事者や未来の子ども・社会に伝えたい思いをメッセージとしてまとめ、広く県民に発信することで、いじめ防止の機運の醸成と子どもたちの主体的ないじめ防止の取組につなげました。今後も、引き続き、条例や「三重県いじめ防止基本方針」を周知・啓発するとともに、地域が一体となっていじめの防止に取り組めるよう、子どもたちとサポーターが連携した取組を進める必要があります。また、SNSを活用した相談では、中学生・高校生からのいじめをはじめとする友人関係や学校生活等の相談に対応しました。早期に対応が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、学校や関係機関と速やかに情報を共有する必要があります。
- ②児童虐待については、平成28年度に作成した『学校での児童虐待気づきリスト』のチェック項目を見直すとともに、幼児児童生徒に会うことができない場合における虐待早期発見のための気づきリストを新たに作成し、関係機関への情報共有または通告の基準としました。今後もスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)や民生委員等、他の関係機関とも連携し、学校で虐待の兆候を見逃すことのないよう、丁寧な見守りを行っていく必要があります。
- ③スクールカウンセラー(以下、SC)については、県内全153公立中学校区(義務教育学校を含む)に配置し、小学校から中学校への途切れのない支援ができるよう、中学校区で同じSCとするとともに、学校の状況に応じて市町教育委員会が柔軟に配当時間を決定できる仕組みとしています。また、SSWを各学校からの要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校を拠点に、その近隣中学校区への巡回を行いました。問題行動の背景は多様化、複雑化しており、不登校も増加傾向にある中、地域の福祉等の関係機関と連携し、子どもたちを取り巻く保護者や関係者への働きかけや、SCとSSWが連携したチームによる支援を充実させていく必要があります。
- ④スマートフォン等の適正な利用を目的に作成した、子ども向けの教材(「みえネットスキルアップサポート」)や保護者向けの教材(「ネットトラブルから子どもたちを守るために」)を県のホームページに掲載するとともに、生徒指導担当者研修会等で、活用法を周知し、各学校での取組につなげました(子ども向け教材実施校:小学校38校・中学校9校)(保護者向け教材実施校:小学校16校・中学校3校)。さらに、子どもたちがインターネットトラブルに巻き込まれることがないように、インターネット上での不適切な書き込みについて専門業者による検索、監視等を年3回(8月下旬、11月上旬、1月上旬)実施し、児童生徒の指導につなげました(総検知件数921件(令和2年3月末)。このうち、指導につなげたのは17件)。今後も、子どもたちをインターネットトラブルから守るため、SNSの適切な利用に向けた取組を継続していく必要があります。
- ⑤通学路等の安全確保については、度会町をモデル地域として県立南伊勢高等学校度会校舎を拠点校に、学校安全アドバイザーによる通学路等の安全点検や登下校の安全対策に係る助言、また、拠点校の高校生による小中学生を対象とした交通安全教室や防犯教室の授業等の実施をとおして、子どもたちの交通安全や防犯意識の向上に取り組みました。今後は、学校、保護者(PTA)、地域住民、警察等と連携した学校安全推進体制の構築に向け、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを育成し、地域の核として配置していく必要があります。

⑥新たな不登校を生まないため、小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の研究を、亀山市立亀山中学校区(1中学校6小学校)において進め、その取組をリーフレットにまとめ県内に広く普及しました。また、みえ不登校支援ネットワークと連携し、子どもたちの居場所づくりを進めるとともに、各市町が所管する教育支援センターの指導員を対象に事例検討会を行い、資質向上を図りました。今後も、子どもたちが安心して学べるよう「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、不登校の子どもたちそれぞれに応じた支援のあり方を研究していく必要があります。

- ・ 県民指標「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」については、平成 27 年度からほぼ横ばいで推移しており、目標値をわずかに下回っています。今後も、すべての子どもたちが安心して学習することができるよう、SC等の専門家や保護者・地域・関係機関等と連携した支援体制を構築し、社会総がかりでのいじめの防止、交通安全・防犯体制の整備、不登校児童生徒の支援等に取り組む必要があります。
- ・ 本県では、国のいじめ防止等にかかる基本方針をふまえ、「三重県いじめ防止基本方針」を策定するとともに、県内すべての学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策を推進してきました。さらに、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題としてとらえ、子どもたちに関わるすべての大人が「いじめは絶対許さない」という意識を持ち、社会総がかりでいじめの克服に取り組むため、平成 30 年に「三重県いじめ防止条例」を制定しました。こうした中、法の定義に沿って正確にいじめを認知し、早期対応することを周知徹底するとともに、SNSを活用したいじめ相談窓口の開設やネット上のいじめを早期に発見するためのネットパトロールの実施、さらには学校へSCや弁護士等の派遣など、いじめの早期解決に向け取り組んだ結果、「いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合」は増加傾向にあります。しかし、本県においてもいじめに係る重大事態が発生しており、いじめの正確な認知や、いじめられている子どもの立場に立った学校全体での早期解決に向けた取組、子どもたちがいじめを許さない心を身につけ、主体となっていじめ防止に取り組む活動を一層進める必要があります。
- ・ 通学路の安全点検や交通安全教室を継続的に実施してきたことにより、「児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合」は令和元年度に 100%となりました。今後も警察等、関係機関と連携し、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを地域の核とした見守り体制を構築していく必要があります。
- ・ 不登校については、「小・中・高等学校における 1,000 人あたりの不登校児童生徒数」が年々増加傾向にあり、目標を達成することができませんでした。不登校の要因は年々多様化・複雑化していることから、今後は、国の基本方針もふまえ、「学校に登校する」という結果のみにとらわれるのではなく、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた社会的自立をめざす観点から支援していく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策 224：安全で安心な学びの場づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		小学生 92.9%				小学生 95.4%
		中学生 97.1%				中学生 98.7%
		高校生 89.8%				高校生 92.3%
	小学生 92.0%					
	中学生 96.5%					
	高校生 88.9%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合					
2年度目標値の考え方	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、令和5年度に現状値から各校種とも2～3%程度（年0.5～0.9%）上昇させることを見込んで、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数		500 団体				650 団体
	450 団体					
いじめの認知件数に対して解消したものの割合		100%				100%
	96.7% (30年度)					

副指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合		小学生 80.1% 中学生 76.1% 高校生 54.7%			
小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)						
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数		11人				29人
	5人					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	785	715			
概算人件費 (配置人員)					

令和2年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①子どもたちがいじめを生まない、許さない意識や態度を身につけられるよう、子どもたちやサポーターの主体的な取組の発信・交流や弁護士によるいじめ予防授業等の取組を進めます。また、寄せられた相談のうち緊急に支援が必要な子どもたちに対しては、臨床心理士等が心のケアにあたり、社会福祉士・精神保健福祉士等を活用して関係機関と連携した支援を行います。
- ②いじめや暴力行為に対して学校全体で取り組む体制を整備し、スクールカウンセラー（以下、「SC」）を効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）を県立学校やその近隣中学校区に派遣し、支援を行います。また、学校だけでは解決が難しい問題については、SC、SSW、生徒指導特別指導員等が連携してチームでの支援を行います。児童虐待の防止については、令和元年度に作成した「児童虐待気づきリスト」の活用や、SSWの活用により、他の関係機関とも連携した丁寧な対応に努めます。
- ③インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、必要な啓発を行うとともに、子どもたちがインターネットによるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するなど、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、SNS等において不確かな情報や根拠のないデマ等がみられることから、感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者等に対する偏見や差別が生じないよう、学校において、確かな情報に基づいて行動できる力を育むための情報モラルに関する教育を行います。さらに、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の書き込みに係るネットパトロールについて、年間を通じて実施（平日）します。

- ④大学生や高校生がインターネットに関して経験したことを基に、ネットトラブルやネット依存等に関する意見交換を行い、小・中・高校生および保護者にインターネットの適正利用について発信するとともに、県内大学生による「インターネットの適正利用促進講座」を開催します。また、学校や教職員が気づけないネット上のトラブルやいじめを把握するため、SNSにおけるトラブル等に係る情報を投稿できるアプリを作成します。
- ⑤地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーが学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うなど、スクールガード・リーダーを核とし学校と地域が連携した学校安全体制の構築に取り組みます。さらに、子どもたちの危険予測、危険回避能力を育成するため、教職員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、各教職員の指導力の向上に努めます。
- ⑥不登校の子どもたちそれぞれに応じた支援を行うため、不登校支援アドバイザーと教育支援センターの指導員が協働して不登校児童生徒の実態を把握・分析し、今後の支援のあり方について研究するとともに、教育支援センター指導員とも連携し、臨床心理士・精神保健福祉士等による訪問型の支援を実施し、情報提供や相談対応など、保護者や児童生徒に寄り添った支援を行います。さらに、フリースクール等の民間施設と連携し、一人ひとりに応じた多様な学びを支援します。また、すべての子どもたちが安心して学べる学校・学級づくりのために、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、各市町や県立学校との情報共有を行い、各学校の実情に応じてSCを派遣するなど、教職員やSCが丁寧な教育相談を行えるよう取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に依じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

令和元年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。

また、さまざまな研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しなかったものの、実績値は昨年度よりも上昇し、活動指標もほぼ目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
コミュニティ・スクール* 等に取り組んでいる市町の割合	65.5%	69.0%	72.4%	79.3%	86.2%	0.92
		72.4%	72.4%	75.9%	79.3%	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部*の取組を推進している」と回答した市町の割合					
令和元年度目標値の考え方	市町に対して、成果の普及や導入の働きかけを行うことにより、三重県型コミュニティ・スクール、学校支援地域本部のいずれかに取り組む市町の割合を25市町(86.2%)に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22601 開かれた 学校づくり（教 育委員会）	コミュニティ・ スクールに取り 組んでいる小中 学校の割合	14.6%	18.0%	21.0%	24.0%
	学校支援地域本 部に取り組んで いる小中学校の 割合	42.0%	44.0%	49.4%	50.1%	50.8%	1.00
22602 学校の特 色化・魅力化（教 育委員会）	地域の活性化に 向けて特色ある 教育活動に取り 組んでいる県立 高等学校の数 （累計）	14校	20校	25校	30校	35校	1.00
22603 教職員の 資質向上（教育 委員会）	授業で主体的・ 協働的に学習に 取り組んでいる と感じる子ども たちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 73.2% 中学生 72.0%	小学生 75.4% 中学生 74.0%	小学生 77.6% 中学生 76.0%	小学生 80.0% 中学生 78.0%	小学生 （主体的） 0.97 （協働的） 0.92 中学生 （主体的） 0.99 （協働的） 0.95
22604 私学教育 の振興（環境生 活部）	私立学校におけ る特色ある教 育・学校運営の 取組事例数	100件	104件	108件	112件	115件	1.00

注)「授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合」は、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、平成30年度から質問項目が「主体的」のみを問う内容に変更されたことから、指標の趣旨に沿った実績値を把握するため、「協働的」を問う他の質問項目と合わせ2つの質問紙調査結果から、それぞれの実績値を並記しています。

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	6,857	6,818	6,715	6,768	6,683
概算人件費		876	876	856	882
（配置人員）		（96人）	（96人）	（96人）	（98人）

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①コミュニティ・スクールおよび学校支援地域本部の拡充を図るため、市町担当者等を対象とした協議会（参加者 16 名）や「次世代の学校・地域創生フォーラム」（参加者 133 名）を実施しました。学校の課題を保護者や地域住民と共有し、子どもの豊かな学びの実現に向けて連携・協働して取り組むコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組が進みました。今後も、子どもたちの教育環境の充実や学習支援など、地域と学校が協働した取組がより良いものとなるよう、地域とともにある学校づくりサポーター*の派遣等を通して、学校・家庭・地域が連携した取組への助言を行う必要があります。
- ②平成 30 年 4 月に開設した四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の学習環境を整えるため、数値制御工作機械やロボットシステム実習装置などの実習設備を整備しました。専攻科において、企業での研修や技術者による授業、大学での英語講座等、高度で実践的な教育を実施したことにより、1 期生 11 人全員が希望通りの進路を実現しました。また、産業界で求められる力を育成するために、専攻科の教育活動を支援する「協働パートナーズ」の企業・団体による人材育成会議を 11 月に開催し、協議内容をふまえて教育活動を充実しました。
- ③三重県教育改革推進会議の審議を経て、新たな「三重県教育ビジョン」を策定するとともに、喫緊の教育課題について審議を行いました。また、「県立高等学校活性化計画（平成 29 年 3 月）」に基づき、少子化等課題のある地域（伊勢志摩・伊賀・紀北・紀南）や、1 学年 3 学級以下の高等学校において、地域協議会や学校別の協議会を開催し、地域の高等学校のあり方や小規模校の活性化について協議しました。引き続き、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、検討を進める必要があります。
- ④教職を担うにあたり必要とされる素養や授業力、児童生徒理解等専門性に資する研修を「令和元年度三重県教員研修計画」に基づき実施しました。「若手教員の実践的指導力」の向上をめざした初任者研修（対象者 311 人、活用度 99.4%）、「管理職のマネジメント力」の向上をめざした新任校長研修（対象者 142 人、活用度 100%）など、ライフステージに応じた研修を実施しました。学校改善を推進できる人材を育成する研修（受講者 24 人、活用度 100%）、授業研究を推進できる人材を育成する研修（受講者 21 人、活用度 100%）を実施し、中核的リーダーを育成しました。さらに、新学習指導要領に的確に対応できるよう、授業力の向上をめざした授業実践研修（対象者 1,062 人、活用度 99.8%）、プログラミング指導者育成研修（平成 29 年度から令和元年度まで 3 年間で 93 人受講、令和元年度の活用度 100%）、小学校外国語研修（受講者 394 人、理解度 99.0%）などを実施しました。市町等教育委員会や県内教育研究所等との連携による研修（66 講座、受講者 3,748 人）を地域で開催するなど、教職員が研修を受講しやすい環境づくりを進めました。引き続き、教職員一人ひとりが育成指標をふまえ、カリキュラム・マネジメントの確立、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげられるよう、系統的かつ体系的に研修を実施する必要があります。
- ⑤子どもの心の問題解決に向け、臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校だけでは解決が難しいケースを中心に専門的な教育相談（8,976 件）を実施しました。また、教職員の教育相談に係る力量を向上させるため、教育相談研修（21 講座、受講者 789 人、活用度 99.1%）を実施しました。今後さらに、学校における教育相談体制を構築するため、学校の状況に応じて臨床心理相談専門員を派遣するとともに、中核的リーダーを育成する必要があります。
- ⑥私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校（55 校）に対し経常的経費の助成を行いました。引き続き、私立学校の教育環境の維持のため、経常的経費に対する助成を行う必要があります。

- ・「県民指標」については、前年度より数値は改善していますが、目標を達成できませんでした。今後も各市町において、地域と一体となって子どもたちを育てる取組が進むよう、先進的な事例の共有など、学校支援地域本部の設置やコミュニティ・スクールの導入に向けた支援を進めていく必要があります。
- ・平成28年度以降、コミュニティ・スクールの導入校は76校から182校と増えており、現時点で未導入の市町においても導入に向けた検討が進められているところです。導入校では、学校の目標やビジョン、課題等を保護者・地域住民等が共有し、学校運営や必要な支援に関する協議が行われ、地域とともにある学校づくりが図られています。一方で、未導入の市町や一部の学校だけに導入している市町があるなど、拡充に向けた課題もあります。今後、コミュニティ・スクールの取組を促進するとともに、これまでの学校支援地域本部の活動等を基盤とした、地域学校協働本部への移行を支援する必要があります。
- ・平成29年3月に「県立高等学校活性化計画」を策定し、学校の特色化・魅力化を高める取組を進めています。地域活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校は、目標として掲げた35校となり、地域を学び場として取り組む学校が着実に増加しています。小規模な高等学校では、生徒が地域住民や職業人と関わりながら課題解決に取り組む学習を推進するなど、地域と県立高校が一体となった活性化の取組が広がりましたが、生徒数の減少がさらに進行し、入学者定員を充足できない状況もあります。今後は、これまでの活性化の取組の成果と課題を検証しながら、これからの高等学校での教育内容やあり方について検討していく必要があります。
- ・教職員一人ひとりの実践、学校の組織的・計画的な取組により、活動指標「授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合」は高まってきており、子どもたちの学習に取り組む姿勢を養うことにつながっています。令和2年度、小学校から順次実施されている新学習指導要領に的確に対応できる指導力をさらに高めるための研修を実施していく必要があります。また、経験豊かな教職員が退職していることから、若手教員を育成するとともに、学校の教育課題に組織的に対応できる中核的リーダーを育成する研修を実施する必要があります。さらに、教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、研修を効果的・効率的に実施していく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策225：地域との協働と信頼される学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
コミュニティ・スクール* に取り組んでいる小中学校の割合		39.8%				50.0%
	36.3%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）					
2年度目標値の考え方	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていることから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合		小学生 主体的 79.0% 対話的 74.9% 中学生 主体的 79.1% 対話的 75.7% 高校生 主体的・対話的 75.0%				小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%
	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的・対話的 73.5%					

副指標 目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域や産業界等 と連携し、学校の 特色化・魅力 化に取り組んで いる県立高等学 校の数		40校				56校
	35校					
新たな時代の要 請に応えた私立 学校における特 色ある教育・学 校運営の取組数		71件				106件
	64件					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	6,693	7,025			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

教育委員会

- ①「地域とともにある学校づくりサポーター*」の派遣や、各市町や学校がコミュニティ・スクールの導入事例に係る情報を共有する機会を設けるなど、コミュニティ・スクールの導入を促進します。さらに、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により地域活動や学習支援等を行う地域学校協働活動*を推進します。
- ②四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の生徒が、将来、生産現場でリーダーとなるために必要な知識や技術を習得できるよう、学習環境の整備を進めるとともに、専攻科の学習活動を支援する「協働パートナーズ」や、大学と連携した学習を充実させます。
- ③「県立高等学校活性化計画」に基づき、高等学校の特色化・魅力化に取り組みます。また、次期「県立高等学校活性化計画」の策定を見据えて、今後の社会情勢の変化や中学校卒業生数の減少をふまえた県立高等学校の将来構想について協議する場を設けるとともに、地域協議会の開催等を通じて地域の声を聞きながら、今後の高等学校のめざすべき方向性について検討します。
- ④学校における新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するため、スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員とともに、多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察とあわせ、授業や家庭学習に係る教材準備の補助などを行います。
- ⑤「教員研修計画」に基づき、教職員の経験等に応じて、授業力の向上、生徒指導、特別支援教育等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組みます。教科等の枠を超えた横断的な視点での授業づくり、教育活動の評価および改善、地域等の人材・施設等を活用した豊かな学びなどの充実など、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

○⑥県内全ての中学生や高校生を対象に、引き続き、いじめ等に関する相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施します。また、外国人生徒が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩み等について、母国語で相談できるSNS相談を実施し、どのような相談が寄せられているかなどを検証します。

⑦公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、学校運営に係る経費等の助成を行います。また、私立高等学校における若者の県内定着につながる取組に対して支援します。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

[The page contains several large, dense blocks of text that are extremely faint and illegible due to low contrast and poor scan quality. The text appears to be organized into paragraphs, but the individual words and sentences cannot be discerned.]

【主担当部局： 防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成できませんでしたが、実績値が上昇していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大がなければ、「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数は目標値を達成できたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%	54.0%	57.0%	60.0%	0.83
		49.4%	48.2%	47.7%	50.0%	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
令和元年度目標値の考え方	東日本大震災を契機に高まった県民の防災意識が、年々低下する傾向にある中、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年3%程度高め、最終年度に60%以上とすることを目標に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		11101 防災人材の育成・活用 (防災対策部)	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 (創19)	91件	150件 158件	200件 271件	250件 271件
11102 学校における防災教育の推進(教育委員会)	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.3%	90.0% 90.3%	93.5% 92.1%	97.0% 92.4%	100% 91.7%	0.92
11103 災害ボランティアの活動環境の充実(環境生活部)	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	8団体	9団体 9団体	10団体 10団体	11団体 10団体	12団体 10団体	0.00

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	81	68	57	54	56
概算人件費		265	210	196	171
(配置人員)		(29人)	(23人)	(22人)	(19人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

①みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター*を73名育成するとともに、みえ防災塾の修了生なども含め、みえ防災人材バンクへ96名登録し、合計で500名の登録となりました。また、医療・看護、保健・福祉・介護分野等で活躍する人材を対象とした専門職防災研修のほか、市町職員向け研修、自主防災組織リーダー研修などを開催し、地域で活躍する防災人材の育成に取り組みました。市町の防災担当職員等に対しては、防災課題に関する研究会を開催するとともに、津地方気象台とも連携して、防災気象情報の理解を深める土砂災害に関する避難勧告等の発令のタイミングなどを学ぶ気象防災ワークショップを開催するなど、市町の防災力向上に努めました。今後も防災人材の育成を図るとともに、こうした人材の地域での活動を促進する必要があります。

(創19)

②伊勢湾台風60年関連事業として令和元年9月に四日市市で開催した「自治体災害対策全国会議」では、想定を超える新たなレベルの災害をイメージして今後の対策を講じる必要があるなどの方向性を共有しました。また、あわせて開催した「伊勢湾台風60年の集い・みえ」では、伊勢湾台風で得た教訓を風化させることなく次世代に継承することを目的とした追悼式典や防災・減災対策の推進に向けた啓発イベントを開催しました。そのほか、令和元年12月に昭和東南海地震75年シンポジウムを御浜町で開催しました。引き続き風水害や地震・津波対策に関するシンポジウムを開催し、県民への啓発を進める必要があります。

- ③市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、県防災技術指導員やみえ防災人材バンクの登録者の現地での指導等もあり、「避難所運営マニュアル」の作成や、一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぼらん」などの住民主体の防災対策の取組が進みました。今後も、頻発・激甚化する風水害に対応した適切な避難行動を促進するとともに、多様な主体による避難所運営を促し、避難所の生活環境の向上にも取り組む必要があります。
- ④みえ防災・減災センターの「みえ企業等防災ネットワーク*」と連携して、企業等のBCP*作成や防災人材の育成など企業防災の取組を支援するほか、みえ防災・減災センターの企業防災アドバイザーによる相談を行いました。今後とも、地域、企業等との連携を深め、職場における防災活動を推進することで、地域の防災力向上を図るとともに、災害発生後の迅速で的確な復旧、復興のため、引き続き、企業防災の取組を進める必要があります。
- ⑤各種イベント等でみえ防災・減災アーカイブのPRを行うとともに、伊勢湾台風に関する資料収集を行いました。引き続き、みえ防災・減災アーカイブの利活用の促進などを図るなどして、「防災の日常化」に向けて取組を進める必要があります。
- ⑥防災・減災対策の中で進捗に課題が見られる「共助」の取組の活性化を図るため、県、市町、みえ防災・減災センターが連携して「地域防災課題解決プロジェクト」に取り組み、「避難行動要支援者への支援」や「地区防災計画の作成」等をテーマに、市町の担当者等が地域の共助の取組を推進する際に参考となる事例集を含んだ「手引書」を作成しました。今後は、手引書を活用して、各市町における課題の解決を図るための支援を行う必要があります。
- ⑦学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5か国語）を配付しました。また、防災ノートの家庭持ち帰り用教材として作成したワークシートを、児童生徒が実際に家庭に持ち帰った学校の割合は90.5%と年々増加しています。引き続き、児童生徒が防災ノートで学んだ内容の理解を深め、それを家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を、一層進める必要があります。
- ⑧教職員を対象とした防災に関する研修については、防災教育の内容を盛り込んだ初任者、6年次、中堅教諭、新任管理職の基本研修のほか、学校防災リーダー等教職員研修を4回（7～8月）実施しました。また、みえ防災・減災センターや津地方気象台と連携し、体験型防災学習の実践研修を5回（10月）実施しました。加えて、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における、家庭や地域と連携した取組を支援しており、令和元年度は延べ142校が本支援制度を活用しました。引き続き、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育の一層の推進を図る必要があります。
- ⑨県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、37名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学习に取り組みました。また、訪問後は参加した中高生が在籍する学校や地域で開催された訓練・イベント等で、取組成果を発表・報告しました。さらに、令和2年2月に開催した「中高生防災サミット」では、8月に東日本大震災の被災地を訪問した生徒をはじめ48名の中高生が参加し、中高生にできる被災地支援などについて話し合いました。今後も、被災地で得られた学びや経験を、県内の防災教育・防災対策のさらなる推進につなげていく必要があります。

⑩市町等教育委員会や県立学校を職員が訪問するなど、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について指導・助言を行いました。また、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えるためには、教職員の実践的な災害対応力の向上を図り、被災した学校の早期再開を支援する体制が必要となるため、「災害時学校支援の仕組みづくりWG」を設置し、災害時の学校支援の仕組みの検討を行いました。今後、具体的な仕組みとして構築し、災害時に円滑に支援できる体制を整備する必要があります。さらに、災害時に子どもたちの居場所の確保や学習支援、心のケアなどに民間団体や企業等と連携して取り組むため、公益社団法人全国学習塾協会、認定特定非営利活動法人カタリバと「災害時の子ども支援にかかる連携と協力に関する包括協定」を締結しました。

⑪令和元年東日本台風（台風第19号）による被災地支援のため、NPO等と「みえ災害ボランティア支援センター」を設置して長野市へのボランティアバスの運行等を行ったところ、延べ177名の参加と、活動支援金2,522,582円の寄付を得ました。また、県内での大規模災害発生時に県内外からのボランティアやNPO等を円滑に受け入れられるよう、関係者が情報共有、連絡調整する「協働プラットフォーム」構築研修会を3回開催しました。引き続き、ボランティア等が円滑かつ効果的に活動できるよう環境整備を図っていく必要があります。

・育成した防災人材の活用を市町や地域と連携して取り組んだ結果、活動指標『「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数』について、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、目標値には届きませんでした。それ以外の年は目標値を超える活動実績となりました。また、みえ防災人材バンクの登録者も平成27年度からの4年間で388名増加したほか、みえ防災コーディネーターの認定者が令和元年度末で844名となるなど、防災人材の育成も進んでいます。

・県内すべての学校で防災ノートが活用されるなど、学校における防災教育の取組が進み、家庭や地域と連携した防災の取組については9割以上の学校で取り組まれています。学校における防災の取組がより実効性の高いものとなるよう、今後も支援を行います。

・一方で、県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」について、平成27年度と比較して2.6%増加したものの、近年では地域での防災活動への参加割合が減少しており、目標を達成することができなかったことから、防災人材バンク登録者等の協力により、地域の防災活動に参加したことがない県民等への働きかけを一層進める必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策112：防災・減災対策を進める体制づくり

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日頃から防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		52.5%				60.0%
	50.0%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
2年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合について、毎年約2.5%高めることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地区防災計画等を作成している市町数		14市町				29市町
	4市町 (30年度)					
「防災みえ.jp」から防災情報等 を入手している県民の割合		26.7%				33.3%
	24.5%					
大雨等の際に避難行動をとろうとする 県民の割合		87.0%				100%
	82.7%					
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している 学校の割合		94.0%				100%
	91.7%					

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）	—	300 件				1,200 件

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	301	414			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向 【防災対策部 副部長 清水 英彦 電話:059-224-2181】

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援するみえ防災コーディネーター*を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、防災活動に取り組む地域等へ登録した人材の派遣を行います。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会を開催するほか、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発に取り組むとともに、企業や市町・自主防災組織等が行う防災活動を支援します。そのほか、「地域防災課題解決プロジェクト」に伴う手引書を活用し、市町等による共助の取組を支援します。
- ②企業の防災力の向上に向けて、「みえ防災・減災センター」において、「みえ企業等防災ネットワーク*」を通じた企業間連携の促進や、企業BCP*等の策定につながる企業内研修の開催などを支援します。
- ③地域の防災人材や市町職員と連携し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」を活用し、個人の避難計画の策定から地区防災計画の策定までを支援することなどにより、地域の防災力の向上を図ります。また、避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策の強化に向けて、市町の「避難所運営マニュアル」の策定をはじめ、避難所での感染拡大防止の取組を支援します。
- ④災害時に避難所へ避難することを躊躇することがないように、だれもが過ごしやすい避難所づくりをめざし、「みえ防災・減災センター」や企業・関係団体とも連携し、子ども向け避難所体験ゲームの開発や防災レシコンテストなどの取組を実施します。
- ⑤知事が代表世話人を務める「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 10 県知事会議」の活動として、関係県と連携して国への提言および普及啓発活動等を通じて、巨大地震・津波の被害を最小限にとどめるための活動を展開します。
- ⑥頻発する風水害から県民の命を守るため、適切な避難行動につながる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援するとともに、南海トラフ地震対策等の充実・強化のための取組を促進します。また、県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の避難対策を支援します。

- ⑦ SNSやAI技術を活用して、水防団員・河川巡視員等から収集した発災前後の情報をマッピングすることで、災害対策活動の充実や効果的な避難情報の提供につなげるとともに、AIスピーカーやスマートフォンを活用してわかりやすく気象情報や避難所情報を提供し、高齢者を含む家族同士の避難の呼びかけの促進を図るなど、県民の適切な避難につながる取組を進めます。また、「防災みえ.jp」のホームページやメールにより、気象情報や災害情報を提供するとともに、SNS（LINE、ツイッター）で県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用および警戒レベルや南海トラフ地震臨時情報への対応等、機能の追加を図ります。
- ⑧ 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進します。また、防災ノートの家庭への持ち帰りを促進し、保護者と話し合うことで、児童生徒が理解を深めるとともに、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑨ 家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行います。研修の実施にあたっては、災害時の学校運営等を体験した講師の招聘や、大川小学校津波訴訟を題材とした教職員向けの危機管理研修の開催、東日本大震災等の被災地で開催される現地研修への教職員の派遣等により、教職員の防災にかかる資質や災害対応力の向上を図ります。
- ⑩ 被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置します。また、災害時における子どもの居場所の確保や学習支援、心のケアなどに取り組むため、認定特定非営利法人カタリバと締結した「災害時の子ども支援にかかる連携と協力に関する包括協定」に基づき、市町等教育委員会や県立学校、関係団体を対象とした研修会等を開催し、官民一体となった災害時の子ども支援体制の構築を進めます。
- ⑪ 大規模災害時に県内外からのボランティアやNPO等を円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備を図ります。
- ⑫ 戸別訪問やさまざまな防災イベント等の機会に、住宅所有者に木造住宅の耐震化を直接働きかけるとともに、設計者や施工者等に対して耐震化支援制度や適切な補強工法の普及を図ります。引き続き、無料耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進するとともに、耐震性がない木造住宅の除却に取り組む市町に対する支援を行います。また、耐震診断を補強工事につなげるため、補強工法の低廉化に向けた検討を行います。
- ⑬ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震化を促進している不特定多数の者が利用する大規模建築物等について、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）6棟のうち残り1棟は、早期に耐震改修工事が完了するよう引き続き支援を行います。また、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路*を閉塞するおそれのある沿道建築物については、耐震診断結果の報告期限である令和3年3月末までに残り34棟の耐震診断を終え、耐震性が不十分なものについて早期に耐震改修工事等を実施するよう、引き続き、市町と連携するとともに建築関係団体の協力を得て、所有者等に必要な支援を行います。

* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の実績値は平成 30 年度を上回り目標をほぼ達成しており、活動指標についても概ね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
「公助」による 防災・減災対策 の取組が進ん でいると感じ る県民の割合		88.2%	89.0%	89.5%	90.0%	0.99
	87.4%	85.8%	86.1%	86.5%	89.2%	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
令和元年度 目標値の考え方	県民の防災対策への関心が年々薄れていくことが懸念されている中、「公助」で取り組む防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を毎年高め、最終年度にはその割合を 90%以上とすることを目標に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
11201 防災・減 災対策の推進 (防災対策部)	「三重県新地 震・津波対策行 動計画」等の計 画における主要 な行動項目の進 捗率		100%	100%	100%	100%	未確定
		92.6%	94.1%	95.0%	98.2%	集計中	

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度								
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況							
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数		11回	12回	13回	13回	1.00							
		10回	13回	13回	14回	13回								
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合		19.5%	23.0%	26.5%	30.0%	0.82							
		16.0%	16.4%	17.2%	25.4%	24.5%								
11204 災害医療体制の整備（医療保健部）	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT*)数		21	22	23	24	1.00							
		21	21	26	35	37								
11205 安全な建築物の確保（県土整備部）	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率		42.9%	66.7%	83.3%	100%	0.83							
		28.6%	50.0%	66.7%	83.3%	83.3%								
11206 教育施設の防災対策（教育委員会）	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数		県立学校 83棟	県立学校 65棟	県立学校 39棟	県立学校 0棟	1.00							
			市町立学校 29棟	市町立学校 25棟	市町立学校 11棟	市町立学校 8棟								
			私立学校 4棟	私立学校 3棟	私立学校 2棟	私立学校 2棟								
		県立学校	83棟	県立学校	82棟	県立学校		63棟	県立学校	39棟	県立学校	0棟	県立学校	1.00
		市町立学校	42棟	市町立学校	27棟	市町立学校		13棟	市町立学校	11棟	市町立学校	11棟(速報値)	市町立学校	0.00
		私立学校	8棟	私立学校	5棟	私立学校		3棟	私立学校	3棟	私立学校	2棟	私立学校	1.00
11207 緊急輸送道路*の機能確保（県土整備部）	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合		95.2%	95.6%	96.0%	96.5%	1.00							
		94.8%	95.0%	96.0%	96.4%	97.7%								
11208 消防救急体制の充実・強化（防災対策部）	消防団員の条例定数充足率		95.5%	95.6%	95.7%	96.0%	0.96							
		95.3%	94.3%	94.2%	93.4%	92.4%								
11209 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100%	100%	100%	100%	0.99							
		99.5%	99.3%	99.5%	99.5%	99.4%								

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額等	7,723	10,184	7,994	8,550	10,388
概算人件費		986	1,104	1,159	1,152
(配置人員)		(108人)	(121人)	(130人)	(128人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めました。今後も、本計画に基づき着実に取組の推進を図るとともに、市町の防災・減災対策を支援していく必要があります。
- ②三重県防災対策推進条例の制定後 10 年間を経過し、この間の災害の教訓や課題をふまえた防災対策の状況や今後の方向性を反映させるため、「防災の日常化」の定着をはじめ災害に強い三重づくりをめざした条例の改正を行いました。今後、条例改正の内容を県民、自主防災組織、事業者および市町に周知を図るとともに、条例をふまえて取組を進める必要があります。
- ③県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組み、災害が発生した際は被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を成し遂げる職員を育成するため、「三重県職員防災人材育成指針」を策定しました。今後、当指針をふまえて毎年作成する研修計画に基づき、研修等を実施する必要があります。
- ④県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」について、各部局における検証と見直しを行うとともに、市町の業務継続計画の策定を支援しました。今後、大規模災害時に備えて、より実効性を高める見直し等を行う必要があります。
- ⑤国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で即時検知するための D O N E T * を活用して、伊勢志摩地域において、津波予測・伝達システムの運用を行いました。また、伊勢志摩を含む県南部地域 9 市町に対する津波予測情報等の提供にかかる気象業務法に基づく津波予報業務の許可を受けたことから、その運用を開始しました。今後も、伊勢湾岸地域での導入に向けて、引き続き、取組を進める必要があります。
- ⑥避難所の総合的な整備や要配慮者の避難対策など市町の防災・減災対策に対して、地域減災力強化推進補助金により支援しました。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、津波避難対策を支援しました。今後、「三重県防災・減災対策行動計画」の行動項目や、県内での台風被害、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など全国各地で頻発する災害で明らかとなった課題などをふまえ、市町の防災・減災対策を促進する必要があります。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制の充実・強化について、令和元年 9 月の「伊勢湾台風 60 年防災訓練」を地域住民の参加も得て、木曾岬町等で実施しました。また、令和元年 10 月の「緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・近畿府県合同防災訓練」では、消防機関による大規模訓練を実施するとともに、国や関係市町、防災関係機関、地域住民と連携した実動訓練を、松阪市、津市、伊賀市および明和町で実施しました。頻発・激甚化する豪雨災害や南海トラフを震源とする地震等の大規模災害等に備え、県・市町・防災関係機関が連携し、体制の強化を図るとともに、行政職員の災害対応力を高めしていく必要があります。

- ②令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、長野県等に職員を派遣するとともに、その支援によって得られた教訓や令和元年房総半島台風（台風第 15 号）での他県の事例から得られた教訓を「三重県広域受援計画」に反映・掲載しました。また、県と市町が連携した受援体制の構築に向けて、「三重県市町受援計画策定手引書」の活用により、令和元年度、自治体応援職員の分野については 5 市町、支援物資は 6 市町、ボランティアは 4 市町が受援計画を策定し、これまででそれぞれ、6 市町、7 市町、5 市町で策定されました。今後、県内すべての市町で受援計画が策定されるよう支援していく必要があります。
- ③本県に接近・上陸する台風にあわせて、台風接近前にタイムラインを発動し、各行動項目に即して、抜け・漏れ・落ちのない対策を講じました。また、県と市町が連携して災害対策を行うため、市町タイムライン基本モデルを活用し、令和元年度は 6 市町がタイムラインを策定し、これまでで 18 市町が策定しています。市町のタイムラインの振り返りで得た「関係機関で情報共有ができた」などのメリットを他の市町に伝えるなどして、未策定となっている市町のタイムライン策定を支援する必要があります。
- ④台風災害に備え、県災害対策本部及び地方災害対策部から延べ 63 名の職員を県内 14 市町に派遣し、市町災害対策本部での業務支援、迅速な情報収集のほか、気象台の協力を得て、的確な情報提供に努めました。また、多くの職員が市町での災害対応を経験した結果、今後の災害活動に生かしていくことが可能となりました。今後は、県職員の災害対応力をさらに高め、市町や地域が必要とする支援を進める必要があります。
- ⑤物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、平成 29 年度に整備したセーフティネットとしての食料や飲料水、生活必需品の現物備蓄を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握、共有しました。また、令和元年 6 月には乳児用液体ミルクの備蓄を開始したほか、携帯・簡易トイレについては、流通備蓄の確保のために民間企業との協定締結を進めました。今後とも、発災初期に必要な備蓄の確保や食品アレルギー、食品ロスなどへの対応について市町に働きかけていく必要があります。
- ⑥広域防災拠点について、消防設備やフォークリフトの点検など、拠点の維持管理を進めるほか、訓練を通じ機能改善を検討しました。引き続き、各拠点の適切な維持管理や機能改善に努めていく必要があります。
- ⑦広域避難について、海抜ゼロメートル地帯対策の取組として、桑員地域 2 市 2 町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性あるものにするため、2 市 2 町と県が避難手段や避難ルートなどを検討しました。また、令和元年 9 月の「伊勢湾台風 60 年防災訓練」では、桑員地域防災対策会議において検討中の「桑員地域広域避難タイムライン（仮称）」に訓練内容・結果を生かすことを目的として、木曾岬町からいなべ市へのバスによる広域避難訓練を実施しました。今後も、さらに具体的な対応ができるよう、引き続き、タイムラインの策定を支援する必要があります。
- ⑧令和元年 5 月に、国の南海トラフ防災対策推進基本計画が修正され、「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されたことに伴い、県地域防災計画を修正し、新たな災害応急対応や住民の事前避難行動を促進する対策を盛り込みました。また、県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を 5 回開催し、市町における課題の可視化やニーズの共有化を図りながら、市町における地域防災計画修正等の支援を行いました。今後は、市町域を越えた広域避難や県有施設の避難所としての確保、市町の地域防災計画修正の支援のほか、「防災に関する県民意識調査」では、南海トラフ地震臨時情報等の認知度が 3 割強にとどまっていることから、県民等に対してさらに周知していく必要があります。

- ⑨家族同士の呼びかけによる避難行動の促進や、水防団員・河川巡視員等から収集した情報を災害対策活動に活用するため、令和元年9月に、伊勢市をフィールドとして、SNS・AI技術等を活用した実証訓練を実施しました。アンケート結果では、約8割の方が避難行動につながる、約半数の方から家族間で防災についてのコミュニケーションの向上につながったとの回答があり、訓練の成果や課題等をふまえ、新たな技術を活用した避難行動を促進する取組を進めていく必要があります。
- ⑩大規模災害による支援金の支給のため、都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金の全国での合計残高が減少したため、令和元年7月に601,455,000円を拠出しました。
- ⑪有事への対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年11月に国、市町、関係機関と国民保護共同図上訓練を実施しました。また、ホームページ等により県民へのわかりやすい情報提供を行いました。引き続き、訓練を通じて明らかになった課題への対応や、県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑫災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察や防災関係機関等と連携した合同実動訓練を実施しました。引き続き、実戦的な訓練を実施していくほか、装備資機材の整備を進めていく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークについて、常に通信が可能となるよう適正な維持管理を行うとともに、電波法の無線設備規則の改正や、機器の老朽化等による故障の増加に対応するため、設備の再整備に着手しました。引き続き、現有設備の適正な維持管理を行うとともに、設備の更新工事を行っていく必要があります。
- ②防災情報プラットフォームについて、気象情報や災害情報等をホームページやメール配信等により提供するとともに、防災情報システムを活用した災害対策本部の運営を行いました。台風接近時には、気象台とも連携しながらSNS（ツイッター、LINE）でのわかりやすい表現での情報発信に努めた結果、県民による情報の拡散も生まれ、県民への情報提供が進みました。
また、防災情報システムと国のSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）との間でデータのやり取りが可能となるように、避難所等のデータを出力する機能を追加しました。引き続き、情報発信内容の充実や機能の改善を図るほか、よりわかりやすい情報提供に努め、多くの方に情報が届くよう、普及啓発を図る必要があります。
- ③震度情報システムについて、県内の震度情報を収集し災害対応に活用するとともに、震度計の老朽化に対応するため、更新工事に着手しました。引き続き、震度情報の収集および活用を行うとともに、震度計の更新を行う必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①災害医療に精通した人材の育成を進めるため、DMATの訓練への参加促進や災害医療コーディネーター研修を実施するとともに、災害時の医薬品等の確保・供給を担う災害薬事コーディネーターを養成する研修の充実、DHEAT*のチーム編成や県外からの受援を円滑に受けられる体制の強化に取り組んでいます。さらに、災害時においても必要な医療が提供できるよう、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備を促進するための整備指針を策定しました。引き続き、BCP整備研修会を開催し、病院におけるマニュアルの整備を促進していく必要があります。

- ②災害時の福祉支援体制を整備するため、福祉避難所運営の核となる人材育成や運営マニュアルの作成を支援する研修会を開催しました。また、県と三重県社会福祉協議会、関係福祉団体との間で、DWA T*の派遣を含めたネットワークの構築や、派遣された介護職員等の円滑な受け入れに関する役割分担等を取り決めた災害支援協定を令和2年3月に締結しました。今後は、協定に基づきDWA Tの派遣体制や介護職員等の受入体制を適切に運用していく必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震化を促進している不特定多数の者が利用する大規模建築物等について、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）6棟のうち残り1棟は、耐震改修費に対する補助を行い、工事に着手し、年度内に完了はできませんでしたが、令和2年4月末には工事を完了しました。また、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（避難路沿道建築物）については、耐震診断費に対する補助を行い、対象108棟に対して12棟の耐震診断が完了し、累計74棟が耐震診断済みとなり、残りは34棟となりました。耐震診断結果の報告期限が令和3年3月末までとなっていることから、引き続き、個々の所有者の状況に応じた働きかけや相談対応を行うなど、期限内に耐震診断が終わるように取り組むとともに、耐震改修等の働きかけや支援を行うなど、早期の耐震化に向けた取組を行う必要があります。
- ②木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や設計、補強工事、空き家除却への補助事業を実施するとともに、耐震化促進のため、市町や関係団体と連携し、旧耐震基準の住宅所有者への戸別訪問を実施しました。補強工事の実績が少ないことから、診断を受診した住宅所有者が設計、補強の工程に進んでいただけるよう取り組む必要があります。また、今後も訪問戸数を増やすなど普及啓発を強化し耐震補強を促すとともに近年、要望戸数が増加している空き家除却を支援する等、耐震化促進の取組を継続する必要があります。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、18校39棟の対策工事を実施し、全ての屋内運動場等の対策を完了しました。また、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるため、「三重県立学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3棟の対策工事が予定されていましたが、年度内の事業完了には至りませんでした。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- ③私立学校では、高等学校1校の屋内運動場等の天井等落下防止対策を実施しました。校舎等の耐震化および屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、引き続き、耐震対策を促す必要があります。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組まれました。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めました。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の修繕や整備を進める必要があります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①消防団の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実に取り組むとともに、入団促進キャンペーンを実施しました。特に市町における機能別消防団員制度の導入および女性消防団員の加入促進の更なる取組を促すなど、消防団員の入団促進に取り組んでいく必要があります。また、消防の広域化および連携・協力の推進については、平成 31 年 3 月に策定した「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、各地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、自主保安の徹底を図るため、取扱事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しました。引き続き、適正な保安管理等の徹底を図る必要があります。また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更に伴い、「三重県石油コンビナート等防災計画」における南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置等について修正を行うとともに、同計画に基づき、コンビナート事業者の保安を推進する研修を実施しました。引き続き、コンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

・「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく取組の推進や、実動訓練等による市町・防災関係機関との連携強化に取り組みました。また、県立学校では、学校の屋内運動場等の天井等落下防止の取組を計画的に進めた結果、全ての屋内運動場等の対策が完了しています。

さまざまな主体による防災・減災対策の取組が進んでいますが、近年全国各地で発生した災害により明らかとなった課題などをふまえ、引き続き取組を進めていく必要があります。

・平成 29 年度から、防災情報プラットフォームの運用を開始するとともに、SNS など ICT 技術を活用した災害対応に取り組むなど、迅速な情報提供などを進めていますが、今後もよりわかりやすい情報提供に努め、多くの方に情報が届くよう普及啓発を図る必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

- ・施策 1 1 1：災害から地域を守る自助・共助の推進
- ・施策 1 1 3：災害に強い県土づくり
- ・施策 1 3 1：地域福祉の推進

1. The first part of the document discusses the general situation in the country and the progress of the work in various fields. It mentions the importance of maintaining the security of the state and the need for a strong and unified leadership.

2. The second part of the document deals with the economic situation and the measures being taken to improve it. It highlights the need for a balanced budget and the importance of increasing production and efficiency in all sectors of the economy.

3. The third part of the document focuses on the social and cultural aspects of the country's development. It emphasizes the role of education and the arts in building a modern and progressive society.

施策112

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率		100%				100%
	98.2% (30年度)					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値					
2年度目標値の考え方	計画を毎年度着実に進め、毎年度設定した目標値を100%達成することを目標に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数		13回				13回
	13回					
業務継続計画（BCP*）を整備する病院の割合		43.0%				100%
	47.3%					
消防団員の条例定数の充足率		92.8%				93.3%
	91.5% (速報値)					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,824	8,766			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向 【防災対策部 副部長 清水 英彦 電話:059-224-2181】

- ①三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画に基づく防災・減災対策の取組を進めており、引き続き着実に取組の推進を図ります。また、前年度の取組状況をまとめた実績レポートを作成し、的確な進捗管理を行います。さらに、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行います。
- ②南海トラフ地震による津波を早期に検知し、県民に速やかな避難を促す緊急速報メールの発信や津波到達時間等の情報把握を行う「D O N E T*」を活用した津波予測・伝達システム」を運用するとともに、伊勢湾岸地域への導入に向け、取組を引き続き進めます。
- ③「三重県職員防災人材育成指針」をふまえ、災害（被災）イメージ力の向上等を図るための研修教材の作成、役割や階層に応じた研修を実施し、県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。
- ④災害対策活動体制について、国・県・市町・防災関係機関等が連携したさまざまな訓練等を通して、充実・強化を図っていきます。
- ⑤市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、市町における受援体制の整備支援を引き続き進めます。
- ⑥「三重県版タイムライン」を運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげるため、「市町タイムライン基本モデル」を活用して、令和2年度中に全ての市町でタイムラインが策定されるよう支援していきます。
- ⑦物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行うとともに、地震等でライフラインが断絶した場合でも、水・燃料等を使わずに授乳することができる乳児用液体ミルクや水道・下水道等を使わずに使用できる携帯・簡易トイレをはじめとする発災初期に必要な備蓄の確保を進めます。また、市町に対して、備蓄の確保、食品アレルギーや食品ロスへの対応を働きかけます。さらに、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ⑧広域防災拠点について、必要な点検のほか、適切な維持管理を行います。また、地方部や協定締結先等と連携して、訓練等を通じ、改善点について検討し、計画的に拠点機能の向上を図ります。
- ⑨広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域2市2町と連携し、広域避難に係る訓練と検証を進めるとともに、「桑員地域広域避難タイムライン（仮称）」が令和2年度中に策定できるよう、市町の取組を支援します。
- ⑩「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、市町と連携して、県民に対して、防災対応の必要性やとるべき防災対応などを普及啓発するとともに、市町域を越える避難について調整を図るほか、県有施設の避難所としての活用に取り組み、市町による地域防災計画の修正等を支援します。

- ⑪地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークにおける設備の適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備および有線系通信設備等について、より信頼性の高い設備に更新するなどの再整備を計画的に行います。
- ⑫震度情報の収集により、関係機関が地震対策の分析や地震発生時に迅速な災害対応等が行えるよう、震度情報システムについて適正な維持管理を行うとともに、より信頼性の高い設備に更新するなどの再構築を行います。
- ⑬有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した図上訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。
- ⑭全国的に減少している消防団員の確保に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、引き続き消防団員の入団促進および消防団の活性化に取り組むとともに、新たに消防団充実強化促進事業による財政支援および研修会を実施し、各市町における機能別消防団員制度の導入および充実強化や女性消防団員の加入促進の取組を支援します。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。
- ⑮高圧ガス等の産業保安については、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- ⑯災害時においてもすべての病院で必要な医療が提供できるよう、引き続き、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図ります。また、災害医療を支える人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター研修等の内容を充実するとともに、DMAT*の訓練への参加促進や、災害看護研修を実施します。さらに、DPAT*については、研修会の開催やDMAT等との連携を推進するとともに、災害拠点精神科病院を指定するなど、災害精神医療体制の強化を図ります。加えて、災害薬事コーディネーターの継続的な研修を行うなど、災害時の円滑な医薬品等の供給体制の充実を図るとともに、DHEAT*の体制強化のため、県職員が構成員となるための専門研修の受講や、DHEATを理解し、受援等を円滑化するための研修会を開催します。
- ⑰県立学校施設における安全性を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、安全面を最優先にして計画的に外壁等の老朽化対策を進めます。あわせて、普通教室棟のトイレの洋式化など、設備面での機能の向上にも取り組みます。また、猛暑から子どもたちの命を守るため、本年6月末までに全ての普通教室に空調設備が整うよう、未整備の普通教室における空調設備整備工事に取り組みます。
- ⑱公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、各市町の取組が円滑に進むよう、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- ⑲災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察や防災関係機関等と連携した実戦的な訓練に取り組むとともに、必要な装備資機材を整備していきます。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

令和元年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値をわずかに達成できなかったものの、活動指標の目標値はほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		39.5%	40.5%	41.5%	42.5%	0.91
	38.5%	39.2%	36.8%	39.5%	38.7%	

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
令和元年度目標値の考え方	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数		35 団体	35 団体	35 団体
		34 団体	37 団体	35 団体	36 団体	35 団体	
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度		98.0%	99.0%	100%	100%	0.96
		97.0%	97.5%	97.3%	97.1%	96.0%	
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合		82.2%	90.1%	96.6%	100%	1.00
		73.3%	83.0%	90.5%	98.1%	100%	
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度		97.0%	98.0%	99.0%	100%	0.97
		95.6%	96.0%	97.7%	98.9%	97.3%	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	607	565	527	533	564
概算人件費		575	557	571	567
(配置人員)		(63人)	(61人)	(64人)	(63人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を総合的に推進しましたが、同和問題、子ども、女性、障がい者、インターネット上の人権侵害や性的指向・性自認に関する人権など、さまざまな人権問題が存在しています。人権が尊重される社会の実現には、住民組織やNPO等のさまざまな主体と連携・協働して、取組を推進していく必要があります。
- ・住民のあらゆる活動に人権尊重の視点が根づくよう、地域における研修会等に講師派遣による支援（35 団体）を行いました。人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくためには、この支援事業の活用等を通じて、さまざまな主体による自発的な取組を促進していく必要があります。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、さまざまな手法を活用して人権啓発に取り組むとともに、「県民人権講座」を通じて、人権への関心を高めましたが、人権問題は多様化しており、県民の皆さんの理解と認識を深めていくことができるよう、引き続き、多様な手段と機会を通じて効果的に人権啓発を推進していく必要があります。
- ④教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるために、全ての学校で、人権教育カリキュラムが作成されました。今後、実践を通じて人権教育カリキュラムの改善を図り、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身に付けられるよう人権教育に取り組んでいく必要があります。

⑤人権に関するさまざまな相談に対応するため、相談機関の相談員等を対象に資質向上を図るための講座の開催（12講座）等に取り組みましたが、相談内容は多様化・複雑化していることから、引き続き、相談員等の資質向上を図るための支援や、関係機関等相互の連携強化を図っていく必要があります。

・人権意識の高揚への取組をさまざまな主体と共に取り組んできた結果、活動指標「人権が尊重されるまちづくりの推進」について、令和元年度の目標を達成することができ、人権が尊重されるまちづくり研修会への参加者数も元年度末累計で延べ5,546人になるなど、着実に成果があらわれています。一方で、県民指標「人権が尊重されている社会となっていると感じる県民の割合」は微増したものの、令和元年度の目標を達成することができなかったことから、今後は国や市町等との連携を強化し、人権啓発事業の工夫・参加促進や多様化・複雑化する人権相談への的確な対応に一層取り組んでいく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策211：人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		40.8%				43.8%
	38.7%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
2年度目標値の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合		100%				100%
	96.5%					
人権学習によって人権を守るための行動をしたと感じるようになった子どもたちの割合		91.0%				98.5%
	88.5%					
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたと感じた割合		100%				100%
	96.8%					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	564	545			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、令和2年3月に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携・協働して、人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体の拡大をめざします。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④多様化する人権相談に的確に対応することができるよう、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、情報共有の場づくりなどを通して、県の関係機関をはじめ国や市町等相互の連携強化に取り組みます。
- ⑤人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と新たな人権課題の認識を深めるとともに、必要な取組を進めます。特に、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題についても、緊急的に啓発および相談等に取り組みます。
- ⑥子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育に取り組み、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組を活性化するなど、学校・家庭・地域の連携を深めていきます。多様性が受容されるダイバーシティ社会が求められている中、子どもたちがその実現やさまざまな人権問題の解決に向けた実践行動ができる力を身に付けられるよう、学校における取組を推進します。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

令和元年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値はほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合		30.1%	31.1%	32.1%	33.1%	0.92
	29.1%	30.0%	31.1%	27.3%	30.3%	

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
令和元年度目標値の考え方	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		21301 多文化共生 に向けた学習機会 等の提供と外国人 住民等の生活への 支援（環境生活部）	多文化共生に係 るセミナー、研修 会等参加者の理 解度	97.9%	98.5%	99.0%	99.5%
	医療通訳者が常 勤している医療 機関の数（累計）	6機関	7機関	8機関	9機関	11機関	1.00
21302 日本語指導 が必要な外国人児 童生徒への支援 （教育委員会）	日本語指導が必 要な外国人生徒 のうち、就職また は高等学校等に 進学した生徒の 割合	94.9%	100%	100%	100%	100%	0.96
						96.3%	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	112	93	82	79	92
概算人件費		91	91	98	90
(配置人員)		(10人)	(10人)	(11人)	(10人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」を開設し、外国人住民等からの生活上のさまざまな相談に対応するとともに、外国人住民が必要とする生活・行政情報を多言語で提供しました。引き続き、相談体制の充実、提供情報内容の充実を図っていく必要があります。
- ②市町や関係機関、関係団体等のさまざまな主体と連携して、医療通訳者の育成や災害時の外国人住民への支援体制の整備に取り組みました。県内の外国人住民は定住傾向にあり、生活場面で生じるさまざまな課題への対応が必要です。
- ③市町によるプレスクール実施を促進するため、指導者等の人材を育成するとともに「三重県プレスクール実施マニュアル」を作成しました。引き続き、外国人住民のライフステージに応じた日本語学習の機会を確保していく必要があります。
- ④外国人児童生徒巡回相談員 13 名を各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得の支援、保護者への支援を行うとともに、「外国人生徒支援専門員」（ポルトガル語、スペイン語）を拠点校となる県立高等学校に配置し、学習支援や進路相談など外国人生徒および保護者への継続的な支援を行いました。さらに、高等学校における外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーおよび企業見学会を実施するとともに、外国人生徒キャリアサポーターを任用し、求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。

⑤日本語指導が必要な外国人児童生徒の日常生活に必要な日本語の習得や、学習活動において日本語で学ぶ力を育成するため、市町等教育委員会担当者および小中学校教職員を対象とした会議を開催し、効果的な日本語指導や授業の工夫について紹介するとともに、日本語指導の指導者を養成する国の研修を本県で実施しました。また、外国人住民の多い7市の教育委員会と連携し、生徒の日本語力等に関する情報について中学校から高等学校への引継ぎが進められるよう取り組みました。さらに、外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、就学案内等に取り組みました。今後も、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加が見込まれることから、小・中・高等学校が連携しながら、適切な支援を行っていく必要があります。

・生活・行政情報の多言語化や相談窓口の設置、医療通訳の普及、災害時に外国人住民を支援する人材の育成等に取り組んだ結果、活動指標「医療通訳者が常勤している医療機関の数」6機関が15機関となるなど、外国人住民の安全で安心な生活の支援という観点から一定の成果を得ることができました。一方で、在留外国人の一層の増加に伴う新たな課題の発生・増加も予想されることから、令和2年度から始まる「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」に基づき、外国人住民のライフステージに応じたよりきめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

・これまで外国人の子どもの就学の促進や学校生活等への適応指導、日本語で学ぶ力を身に付けるための支援を行っていますが、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加しており、居住地域の広域化や多言語化が進んでいることから、各市町が行う初期の日本語指導や適応指導の取組に対する支援を一層進める必要があります。保護者に対しては、連絡文書等の翻訳支援を行ってきましたが、日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない保護者もいることから、今後も引き続き、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対する翻訳等の支援を拡充していく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策213：多文化共生社会づくり

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The records should be kept up-to-date and should be easily accessible to all relevant parties.

2. The second part of the document outlines the procedures for the monthly financial review. This involves a thorough examination of the accounts and a comparison of the actual results with the budgeted figures. Any variances should be investigated and explained to the management.

3. The third part of the document describes the process of preparing the quarterly financial statements. This includes the consolidation of the data from all departments and the preparation of the balance sheet, income statement, and cash flow statement. The statements should be reviewed and approved by the senior management.

4. The fourth part of the document discusses the annual financial review. This is a comprehensive review of the company's performance over the entire year. It involves a detailed analysis of the financial results and a comparison with the industry benchmarks. The findings should be used to inform the strategic planning for the following year.

【担当当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合		31.3%				37.3%
	30.3%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
2年度目標値 の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
医療通訳者の配 置や電話通訳の 活用により多言 語対応が可能な 医療機関数		17 機関				26 機関
	15 機関					
日本語指導が必 要な外国人児童 生徒に対して、 日本語指導が行 われている学校 の割合		93.4%				100%
	86.8%					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	92	126			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安に対し、きめ細かに対応する体制を「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において構築するとともに、県多言語ホームページ（MieInfo）の情報内容の充実を図ります。
- ②外国人住民が地域で安心して生活することができるよう、医療通訳者の育成や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町や関係機関、関係団体などさまざまな主体と連携して取り組みます。
- ③日本語教育の実態・課題を把握するとともに、地域日本語教育の総合的な推進計画を策定するなど地域における日本語教育環境の強化に取り組みます。また、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画製作をはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会等を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。
- ④外国人児童生徒の就学促進を図るため、外国人児童生徒およびその保護者等に対して、日本での学校生活や進学に関することなどの正確な情報を多言語で提供します。また、外国人住民等を含め、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方に対し、義務教育を受ける機会を保障する夜間中学に関する調査研究を進めます。
- ⑤外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等の取組を支援します。また、外国人児童生徒巡回相談員を計画的・効果的に学校へ派遣し、外国人児童生徒への日本語指導・適応指導や保護者への支援を行うとともに、翻訳を担う外国人児童生徒巡回支援員の派遣やICTを活用した日本語指導を推進します。また、高等学校においては、外国人生徒の日本語学習の支援や進路相談等を充実するため、拠点校への外国人生徒支援専門員の配置を拡充します。
- ⑥市町等教育委員会担当者および教職員対象の研修会等において、日本語で学ぶ力を育む授業の普及に加え、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程を編成・実施している事例等、優れた取組の普及を図ります。また、外国人住民が多く在住する市町で開催される外国人の小中学生を対象にした進路ガイダンスの実施を支援します。さらに、外国人生徒および保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施します。

* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

令和元年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の目標値をほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.5%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	0.99
		95.9%	96.8%	97.2%	96.8%	
目標項目の説明と令和元年度目標の考え方						
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合					
令和元年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、平成27年度現状値から1.5ポイント増の97%以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実(環境生活部)	県立文化施設の利用者数	137.7万人	137.0万人	138.0万人	139.0万人
22802 文化財の保存・継承・活用(教育委員会)	文化財情報アクセス件数	202,960件	210,000件	216,000件	222,000件	228,000件	0.99
22803 学びとその成果を生かす場の充実(環境生活部)	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)	128会員	140会員	150会員	160会員	170会員	
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上(教育委員会)	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	220人	200人	300人	400人	500人	1.00
		2	220人	305人	402人	514人	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,188	2,469	2,173	2,248	2,372
概算人件費		1,278	1,250	1,266	1,251
(配置人員)		(140人)	(137人)	(142人)	(139人)

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、文化振興を担う専門人材や次代を担う若い世代の育成を図るとともに、文化交流ゾーンが集積の利点を生かした施設運営や事業展開が行えるよう、文化交流ゾーン構成施設の連携強化を図りました。今後とも「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組み、同方針の具現化を図っていく必要があります。
- ②総合博物館、県総合文化センターおよび斎宮歴史博物館において周年を記念した特別展や公演等を実施し、県立美術館においては、県ゆかりの作家の美術作品を紹介する展覧会等を開催しました。また、県立文化施設において、県内高等教育機関や博物館等と連携して多様な学びの機会を提供しました。引き続き、魅力的な公演・展覧会等を開催することにより、利用者の拡大を図るとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。
- ③歴史的・文化的に重要な文化財を、県指定文化財として2件指定しました(新指定1件、追加指定1件)。また、国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。文化財防災への対応として、パリ・ノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け国・県指定文化財(建造物等・美術工芸品)所有者等に対する注意喚起および防火体制の調査を実施するとともに、文化財への防災意識向上のため、講演会やパネル展示・リーフレット作成を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、これまで関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めてきました。今後は、「文化財保護法」の改正を受けて、文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、支援を行っていく必要があります。

④社会教育関係者のネットワークを拡充するために地域と学校を結ぶコーディネーターの養成講座（3回）、地域で子どもの教育に携わる人びとの地域別交流会（3回）や全体会（1回）を実施しました。今後も、地域と学校が連携協働し、地域全体で子どもも大人も学び合う社会教育の場づくりを継続的に実施していくために、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度のもと、集団宿泊体験および自然体験活動等の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図りました。また、鈴鹿青少年センターについては、民間活力導入可能性調査や有識者意見交換会を実施し、「民間活力の導入（PPP/PFIなど）」を進めていく方向としました。今後は、この方向性に基づいて、当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズをふまえ、具体的な検討を進めていく必要があります。

○⑥県立図書館においては、全国図書館大会三重大会の開催により、全国へ三重県情報を発信するとともに、図書館職員が最新の知見等を得て資質の向上を図ることができました。また、県内図書館職員を対象にした研修を実施したほか、広域ネットワークを活用した全県域へのサービスや先進的なサービスを提供しました。引き続き、市町図書館等と連携し、全県域・全関心層へのサービスの充実に努めていく必要があります。

・総合博物館や県総合文化センターなどの各県立文化施設が、三重の多様で豊かな自然および歴史文化等をテーマにした多彩で魅力的な展覧会や質の高い文化芸術公演、各種講座を開催するとともに、県内高等教育機関等と連携し、多様な学びの場を提供したことなどにより、県民指標、活動指標ともに概ね目標値を達成できました。今後も、展覧会や公演などを通じて全ての県民の皆さんが主体的に文化に触れ親しむ機会や多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供することが必要です。

・文化財の保存、活用、継承については、国および県文化財の指定や所有者等への財政的・技術的支援、防災意識向上や魅力発信の取組を進めた結果、文化財に対する認知度や保存・活用・継承への意識が向上しつつあります。過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化を意識しつつ、文化財の滅失や散逸等に注意が払えるよう、今後も、「文化財保護法」の改正をふまえ文化財の適切な保存、活用、継承に取り組む必要があります。また、地域における教育の充実、体験活動および学習活動の機会拡大のため、地域人材の育成・発掘、ネットワークの構築を進めた結果、各地域における参画者数が増加しました。今後は、発掘した人材やつなげたネットワークによる地域と学校を結ぶコーディネート機能の強化や、公民館等社会教育施設における地域課題の解決に資する学びの場づくりをサポートしていく必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策227：文化と生涯学習の振興

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

1954

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度		74.7%				77.7%
	73.5%					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合					
2年度目標値の考え方	平成29年度から平成30年度までの伸び率（0.8%）を上回る1%の上昇をめざして目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県立文化施設の 利用者数		152.3万人				153.2万人
	140.5万人					
新たな文化財保 存活用地域計画 のもと、地域社 会が一体となっ て保存・活用・ 継承に取り組む 国・県指定等文 化財数		40件				160件
	0件					
公民館等の社会 教育活動として、 地域課題の解 決に向けた取 組を行っている 市町数		16市町				29市町
	13市町					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,277	2,661			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向 【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」については、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組むとともに、「文化の拠点機能の強化」については、各県立文化施設が、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、それぞれの独自性を生かし、②～⑥のとおり多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催しつつ、文化交流ゾーン構成施設が連携・協力して、集積の利点を生かした施設運営や事業展開をさらに図ります。また、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会の機運を逃すことなく、本県の文化の魅力を国内外へ発信します。
- ②県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター)においては、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。
- ③総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、三重の多様で豊かな自然や歴史文化等をテーマにした魅力的な展覧会や教育事業、アウトリーチ活動を行います。
- ④県立美術館においては、地域への誇りと愛着を高めるため、本県ゆかりの作家や海外の美術作品を紹介する展覧会や、文化・教育関係機関をはじめとする多様な主体と連携した教育普及活動等、幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組みます。
- ⑤齋宮歴史博物館においては、史跡齋宮跡発掘50周年を記念した特別展をはじめ、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携、歴史体験プログラム等の教育普及に取り組みます。また、発掘調査では、最初期の飛鳥時代の中枢部の解明を進めるとともに、その成果について、映像展示の作成に着手し、PR動画も活用しながら齋宮の魅力を国内外に発信します。
- ⑥県立図書館においては、広域ネットワークを活用した全県域へのサービスや先進的なサービスを提供することにより、県内図書館の利用拡大を図ります。また、県内図書館職員を対象とした研修を実施することにより、職員の資質の向上を図り、県民サービスの向上につなげます。
- ⑦歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。また、改正文化財保護法に基づき県の文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援します。さらに、県民の皆さんが文化財の価値をより一層実感できるよう、三重にある文化財の素晴らしさを、パネル展示やホームページ、SNSなどを通じ、県内外に情報発信します。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、その保存と活用のため、文化庁や奈良・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、新たな文化資産の情報収集や広く県民を対象とした講演会等を開催します。
- ⑧社会教育に携わる人びとの活動を充実させるため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体、NPO、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等の多様な主体が、情報を交換・共有し、相互のつながりを形成する機会を提供します。また、社会教育関係者が地域の課題や多様な学習ニーズへ対応する資質を向上するため、先進的な実践事例を紹介するなどの研修会を実施します。

⑨熊野少年自然の家では、利用者満足度の向上のため施設設備の適切な維持補修を行うほか、指定管理者等とともに新たな事業プログラム実施や広報PR改善に努め、年間を通じた利用者の拡大や収益の改善の取組を進めています。また、鈴鹿青少年センターでは、施設設備の適切な維持補修を行うほか、指定管理者とともに閑散期の利用率の向上や新たな利用者の拡大に努めるとともに、PPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めています。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2

施策233

子育て支援と家庭・幼児教育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等をおして、人間形成の基礎が培われています。

令和元年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。

また、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標について目標を達成できず、活動指標についても5項目中1項目の達成にとどまったため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
保育所の待機児童数(創10)		73人	48人	24人	0人	0.00
	98人	101人	100人	80人	109人	
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	4月1日現在における保育所の待機児童の数					
令和元年度目標値の考え方	保育所における待機児童をなくすことをめざし、令和元年度の目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援（子ども・福祉部）	放課後児童クラブの待機児童数（創10）		64人	42人	21人
		86人	56人	43人	74人	55人	
23302 子どもの貧困対策の推進（子ども・福祉部）	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数（創2）		24市町	25市町	27市町	29市町	0.97
		23市町	23市町	25市町	28市町	28市町	
23303 発達支援が必要な子どもへの支援（子ども・福祉部）	「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（創12）		50.0%	55.0%	65.0%	75.0%	0.77
		40.8%	44.3%	50.8%	53.8%	57.4%	
23304 家庭・幼児教育の充実（教育委員会）	家庭教育を支援する市町・団体数（累計）（創10）		27市町・団体	43市町・団体	59市町・団体	110市町・団体 <74市町・団体>	1.00
		12市町・団体	15市町・団体	45市町・団体	88市町・団体	166市町・団体	
	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合（創10）		76.3%	84.2%	92.0%	100%	0.56
	65.6%	54.7%	58.0%	58.3%	56.1%		

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	18,600	26,921	21,505	21,403	22,958
概算人件費		1,707	1,734	1,668	1,593
（配置人員）		（187人）	（190人）	（187人）	（177人）

令和元年度の取組概要と成果、残された課題

①「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていくほか、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」による保育ニーズの変化に対して、適切に対応していく必要があります。

- ②待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（15市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（730件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、169人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、130人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規30人、継続29人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士（約11,000人）に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、保育士の求人情報や研修事業、保育士へのインタビューなど、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信するウェブサイトの構築に取り組みました。同時に、保育士の離職防止を図り、定着につなげていくため、これまで企業等を対象に取り組んできた「イクボス*」推進のノウハウを活用して、保育所に特化したイクボス普及を「ホイクボス」として推進し、保育所内のコミュニケーションを強化するなど、「働きやすく、風通しのよい保育の職場環境づくり」に取り組みました。今後は保育現場の事務作業の軽減、効率化が進められるよう取り組んでいく必要があります。
- さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（16回、修了者2,097人）を実施しました。受講要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上のための人権保育研修（24回、744人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。（創10）
- ③病児・病後児保育*事業の施設整備および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。
- ④放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者338人）や放課後児童支援員等資質向上研修（42人受講）、子育て支援員研修（修了者13人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。（創10）
- ⑤県内の貧困家庭の実態を把握するため、生活実態調査を実施するとともに、ひとり親家庭や外国人家庭などの子どもの貧困対策に取り組む団体等で構成する懇話会の意見等をふまえ、「第二期子どもの貧困対策計画」を策定しました。今後は、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子ども食堂を拡充するために、食材の調達やボランティアの確保などさまざまな課題に対して取り組む「三重こども食堂ネットワーク」の活動を支援する必要があります。（創2）
- ⑥ひとり親家庭の実態等をふまえ「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。また、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を進める市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。（創2）
- ⑦ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（7市）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、全ての市町で利用できるよう働きかける必要があります。（創2）

- ⑧私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人(21法人)に対する助成や就学支援金(10,086人)および奨学給付金(1,102人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑨県立高等学校授業料に充てる就学支援金の支給のため、一定の要件を満たす世帯に属する生徒31,238人に対し、就学支援金受給資格を認定しました。低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、3,692人に対して奨学給付金を支給しました。また、通信制を除く非課税世帯の第1子の給付額を増額しました。経済的理由により修学が困難な者440人に対し、修学奨学金を貸与しました。引き続き、これらの制度のきめ細かな周知を行っていく必要があります。
- ⑩小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいため、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が平成30年度の小学校17市町、中学校24市町から、令和元年度は小学校25市町、中学校27市町と、小中学校ともに増加しました。
- ⑪県立子ども心身発達医療センターにおける外来初診待機等の改善に向けて、診療体制の充実を図りました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深め、地域における支援体制を強化していく必要があります。(創12)
- ⑫途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携強化や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園、認定こども園、保育所への導入に取り組みました。支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、さらに導入を促進する必要があります。(創12)
- ⑬妊娠期から小学生の子を持つ保護者などに対し、子育ての悩みや不安感を軽減するため、市町、三重県PTA連合会、県教育委員会と連携し、保護者同士が子育ての悩みや意見交換を行うワークショップ「みえの親スマイルワーク」(28か所、1,042人参加)や、その進行役の養成講座(4か所、145人参加)を開催しました。より多くの保護者にこの取組が浸透し、子育ての悩みや不安感を軽減するために、取組を継続する必要があります。また、第2子の壁を乗り越えられるかは第1子の子育てへの男性の関与が大きく影響していることから、企業や団体等と連携して、子育てへの父親の参画を進める必要があります。
- ⑭子どもの頃の自然体験が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があることから、自然体験を通じた子どもの「生き抜いていく力」を育む野外体験保育を、県内の幼稚園や保育所等へのアドバイザーの派遣(5園)や、事例研究会等の開催、人材の養成講座の開催などにより推進しました。今後も野外体験保育の普及啓発や事例研究を関係機関と連携して進めることが必要です。
- ⑮平成28年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、3市町においてモデル事業を実施し、地域の実態をふまえたネットワークづくりや人材育成等を進めたほか、家庭教育に関する市町担当者会議を開催し、事例の共有や情報交換を行い、家庭教育応援の取組を推進しました。引き続き、「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭の自主性を尊重しながら、市町やさまざまな主体等と連携し、家庭や地域の実態に応じた取組を進める必要があります。(創10)
- ⑯あたたかい思いやりの気持ちを広げ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めるため、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施し、16,000件を超える応募がありました。今後も企業や地域と連携しながら、家族や大切な人へ感謝の気持ちを伝える大切さを啓発する必要があります。

- ⑰個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度*に移行した私立幼稚園は、60園のうち35園となりました。令和元年7月に実施した意向調査によると、今後1園が移行を希望しており、円滑な移行ができるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ⑱幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。(創10)
- ⑲子どもたちの自己肯定感や、やり抜く力などを育む効果的な指導の実践や環境づくりを進めるため、重点市町を指定して、幼児教育普及員を派遣し、研修会や公開保育等で指導・助言を行いました。さらに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」について、実践事例を加えた改訂版を作成し、県内の幼稚園、小学校等に配付しました。今後も、手引きや実践研究の成果をさらに普及し、効果的な指導法や保幼小の円滑な接続等について取組を進める必要があります。また、就学前の子どもたちが適切な生活習慣を身につけられるよう、幼稚園等における就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を進めています。引き続き、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣の確立に取り組めるよう、支援を行う必要があります。(創10)

平成27年度から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、認定こども園や保育所の施設整備、運営費補助となる施設型給付の支援、加配保育士に対する補助などを実施した結果、4年間で保育所等の定員を約1,640人分増やすとともに、勤務する保育士等を約800名(平成30年10月時点)増やすことができました。

一方で、保育士の確保が難しい状況の中、保育士の配置基準が他年齢児よりも高い0歳～2歳児の利用申し込みの増加などから、待機児童数は100人前後で高止まり状態であり、県民指標は達成できませんでした。

また、平成30年度に実施した潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を分析したところ、多くの方が7年未満で保育士を辞めており、その理由の大半を賃金や休暇、残業などの労働条件の不满が占めていました。また、再就職する際に求める条件としては、「就業時間が自分の条件に合う」という回答が最も多く、働きやすい職場環境の整備を進めることが保育士の就労促進、離職防止につながる事が分かりました。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されたことから、引き続き、保育所等の施設整備はもとより、保育士の負担軽減や労働環境の整備に注力することで、保育士の確保に努め、待機児童の解消を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止に必要なマスク等の防疫資材が不足している状況をふまえ、放課後児童クラブなどに対してマスク等を配布しました。引き続き、感染予防・拡大防止に向け、マスク等の防疫資材を安定的に確保するとともに、保育所や放課後児童クラブ、子育て家庭などに対し、市町等と連携して状況に応じた丁寧な支援を行う必要があります。

【第三次行動計画の関連する施策】

施策231：県民の皆さんと進める少子化対策

施策233：子育て支援と幼児教育・保育の充実

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

1. The first part of the paper discusses the general theory of the firm, focusing on the relationship between the firm's production function and its cost function.

2. The second part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

3. The third part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

4. The fourth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

5. The fifth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

6. The sixth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

7. The seventh part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

8. The eighth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

9. The ninth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

10. The tenth part of the paper discusses the empirical estimation of the firm's production function and cost function, using a variety of methods including the method of moments and the method of simulated moments.

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数		0人				0人
	109人					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数					
2年度目標値の考え方	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」に基づき、県内市町が作成した同プラン実施計画においても、令和3年4月1日時点で待機児童を解消する計画となっているため、令和2年度の目標値を0人としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）		6,000人				11,000人
	4,163人					
放課後児童クラブの待機児童数		37人				0人
	55人					
子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11市町				22市町
	2市 (30年度)					
「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		58.5%				67.5%
	57.4%					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	22,769	25,546			
概算人件費					
(配置人員)					

令和2年度の取組方向 【子ども・福祉部 次長 中澤 和哉 電話 059-224-2317】

- ①第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」について、制度が円滑に進められるよう、窓口である市町や保育所等に対して、要した費用の一部負担や丁寧な相談支援等を行っていきます。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付等を行い、市町や高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、「保育士・保育所支援センター」のウェブサイトを活用して、きめ細かな情報発信等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- ③保育所におけるICT等を活用した作業負担の軽減、効率化等の取組を支援することで、早期離職の防止等による保育士の人材確保を図ります。また、工夫しながら働きやすい職場環境づくり等を進める取組に対する表彰制度を創設し、保育現場のモチベーション向上に取り組むとともに、保育士が保育業務に専念することができる労働環境の整備を促進し、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④教育委員会に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを派遣して市町と連携しながら各園における教育・保育に助言・支援するとともに、幼児教育アドバイザーや県の取組に助言を行う幼児教育スーパーバイザーを配置し、関係部局が連携・協力して、県内すべての幼稚園・認定こども園・保育所において、質の高い幼児教育・保育が行われるよう取り組みます。また、就学前の子どもの生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育*の充実に向けて、医療機関や保育所等における施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、取組の促進を図ります。あわせて市町が地域の実情に応じて実施する子育て支援の取組を促進します。
- ⑥私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう支援していきます。
- ⑦就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑧「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組みます。また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、体制整備に係るノウハウの提供や地域の子どもの貧困対策に関わる人材育成を行うなど取組を進めます。さらに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行います。

- ⑨「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ⑩ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介や情報提供、学習支援に取り組む団体間の交流を図ります。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- ⑪家庭の経済状況に関わらず、私立高等学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成するため、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人に対する助成を行います。
- ⑫高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。また、奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対して一部前倒し給付できる制度とします。あわせて、修学奨学金の緊急貸付や授業料の減免を引き続き実施します。
また、小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況を把握するとともに、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行います。
- ⑬県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申込みの際のアセスメントの強化や、地域の医師を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- ⑭途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

・新型コロナウイルス感染症への対応として、保育所や放課後児童クラブ等に対して、市町等と連携して適切な感染防止策に関する助言や支援を行うとともに、保育士や指導員、給食調理員等が使用するマスクや消毒液などの感染防止に必要な物品の優先供給に努めます。

また、給食の休止や減収による生活困窮により、十分に食事がとれない子どもや家庭に対して、食料配布などが可能となる支援の方法を検討するとともに、活動支援の仕組みづくりに取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

議案第6号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年5月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}第二号）の一部を^{三重県教育委員会規則}第二号の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p>
<p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>	<p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。次条第二項第二号において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。次条第二項第二号において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次条第二項第一号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第二項第一号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）</p>	<p>三 月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第十七条の四 (略)</p>	<p>第十七条の四 (略)</p>
<p>2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合その他県委員会が人事</p>	<p>2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、特例法第二十六条第一項に規定する休業をし、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定</p>

委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に
あつては、その日の属する月) から開始する。

3 (略)

により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に
規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規
定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条
第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた
場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれ
らに準ずると認める場合であつて、これらの期間
が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に
規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議
してこれらに準ずると認める場合に該当している
ときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職
し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(そ
の日が月の初日である場合その他県委員会が人事
委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に
あつては、その日の属する月) から開始する。

3 (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
- 2 令和二年四月一日前にこの規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十
七条の二第二項第三号に掲げる事由の生じた職員の支給単位期間の開始については、なお従前
の例による。

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

通勤手当の返納にかかる国の制度見直しを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

月の中途から育児休業等となり、その翌月に復帰等した場合には通勤手当を返納させないこととするよう、規定の整備を行う。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

